

笠間市告示第69号

令和2年第1回笠間市議会定例会を、次のとおり招集する。

令和2年2月20日

笠間市長 山口伸樹

1 期 日 令和2年2月27日(金)

2 場 所 笠間市議会全員協議会室

令和2年第1回笠間市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
2月27日	木	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程・提案理由説明 質疑・討論・採決（議案の一部） 補正予算質疑・委員会付託 〔一般質問通告締切（午前中）〕 〔議案質疑通告締切（午後5時）〕
2月28日	金	休 会	議案調査
2月29日	土	休 会	
3月1日	日	休 会	
3月2日	月	休 会	常任委員会（補正予算審査）
		本会議	会議録署名議員の指名 議案質疑・委員会付託 予算特別委員会の設置・付託 委員長報告・質疑・討論・採決（補正予算） 〔議会運営委員会開催〕
3月3日	火	休 会	議事整理
3月4日	水	休 会	常任委員会（総務産業・教育福祉）
3月5日	木	休 会	常任委員会（建設土木）
3月6日	金	休 会	議事整理
3月7日	土	休 会	
3月8日	日	休 会	
3月9日	月	休 会	予算特別委員会（第1日）
3月10日	火	休 会	予算特別委員会（第2日）
3月11日	水	休 会	予算特別委員会（第3日）
3月12日	木	休 会	議事整理
3月13日	金	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
3月14日	土	休 会	
3月15日	日	休 会	
3月16日	月	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
3月17日		本会議	会議録署名議員の指名 一般質問 〔討論通告締切（午前中）〕
3月18日		本会議	会議録署名議員の指名 各委員会委員長報告 質疑・討論・採決 閉会 〔全員協議会開催〕

令和2年第1回
笠間市議会定例会会議録 第1号

令和2年2月27日 午前10時22分開会

出席議員

議長	22番	飯田正憲君
副議長	13番	石田安夫君
	1番	坂本奈央子君
	2番	安見貴志君
	3番	内桶克之君
	4番	田村幸子君
	5番	益子康子君
	6番	中野英一君
	7番	林田美代子君
	8番	田村泰之君
	9番	村上寿之君
	10番	石井栄君
	11番	小松崎均君
	12番	畑岡洋二君
	14番	藤枝浩君
	15番	西山猛君
	16番	石松俊雄君
	17番	大貫千尋君
	18番	大関久義君
	19番	市村博之君
	20番	小藺江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

なし

出席説明者

市	長	山口伸樹君
副市	長	近藤慶一君

教 育 長	今 泉 寛 君
市 長 公 室 長	中 村 公 彦 君
総 務 部 長	石 井 克 佳 君
市 民 生 活 部 長	金 木 雄 治 君
保 健 福 祉 部 長	下 条 かをる 君
産 業 経 済 部 長	古 谷 茂 則 君
都 市 建 設 部 長	吉 田 貴 郎 君
上 下 水 道 部 長	横 手 誠 君
市 立 病 院 事 務 局 長	後 藤 弘 樹 君
教 育 次 長	小 田 野 恭 子 君
消 防 次 長	堂 川 直 紀 君
笠 間 支 所 長	岡 野 洋 子 君
岩 間 支 所 長	伊 勢 山 裕 君

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	渡 辺 光 司
議 会 事 務 局 次 長	堀 越 信 一
次 長 補 佐	松 本 光 枝
係 長	神 長 利 久
主 幹	塩 田 拓 生

議 事 日 程 第 1 号

令和2年2月27日（木曜日）

午 前 10 時 開 会

- 日程第1 議席の指定について
- 日程第2 会議録署名議員の指名について
- 日程第3 会期の決定について
- 日程第4 諸般の報告について
- 日程第5 施政方針について
- 日程第6 委員会提出議案第1号 笠間市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 委員会提出議案第2号 笠間市議会傍聴規則の一部を改正する規則について
- 委員会提出議案第3号 笠間市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例について

- 日程第7 議案第1号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第2号 笠間市印鑑条例の一部を改正する条例について
 議案第3号 笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について
 議案第4号 笠間市土採取事業規制条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第5号 笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第6号 笠間市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第7号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第8号 笠間市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第9号 笠間市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第10号 笠間市東日本大震災支援金に関する基金条例を廃止する条例について
- 日程第15 議案第11号 笠間市一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例について
 議案第12号 笠間市ゆかいふれあいセンターの設置及び管理に関する条例について
 議案第13号 笠間市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例について
- 日程第16 議案第14号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 日程第17 議案第15号 令和元年度笠間市一般会計補正予算（第5号）
 議案第16号 令和元年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
 議案第17号 令和元年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
 議案第18号 令和元年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第4号）
 議案第19号 令和元年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
 議案第20号 令和元年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
 議案第21号 令和元年度笠間市立病院事業会計補正予算（第4号）
 議案第22号 令和元年度笠間市水道事業会計補正予算（第4号）
 議案第23号 令和元年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）
 議案第24号 令和元年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第25号 令和2年度笠間市一般会計予算
 議案第26号 令和2年度笠間市国民健康保険特別会計予算
 議案第27号 令和2年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算

- 議案第28号 令和2年度笠間市介護保険特別会計予算
- 議案第29号 令和2年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
- 議案第30号 令和2年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第31号 令和2年度笠間市立病院事業会計予算
- 議案第32号 令和2年度笠間市水道事業会計予算
- 議案第33号 令和2年度笠間市工業用水道事業会計予算
- 議案第34号 令和2年度笠間市公共下水道事業会計予算

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定について
- 日程第2 会議録署名議員の指名について
- 日程第3 会期の決定について
- 日程第4 諸般の報告について
- 日程第5 施政方針について
- 日程第6 委員会提出議案第1号 笠間市議会会議規則の一部を改正する規則について
委員会提出議案第2号 笠間市議会傍聴規則の一部を改正する規則について
委員会提出議案第3号 笠間市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第1号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第2号 笠間市印鑑条例の一部を改正する条例について
議案第3号 笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について
議案第4号 笠間市土採取事業規制条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第5号 笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第6号 笠間市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第7号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第8号 笠間市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第9号 笠間市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第10号 笠間市東日本大震災支援金に関する基金条例を廃止する条例について

- 日程第15 議案第11号 笠間市一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例について
 議案第12号 笠間市ゆかいふれあいセンターの設置及び管理に関する条例について
 議案第13号 笠間市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例について
- 日程第16 議案第14号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 日程第17 議案第15号 令和元年度笠間市一般会計補正予算（第5号）
 議案第16号 令和元年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
 議案第17号 令和元年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
 議案第18号 令和元年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第4号）
 議案第19号 令和元年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
 議案第20号 令和元年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
 議案第21号 令和元年度笠間市立病院事業会計補正予算（第4号）
 議案第22号 令和元年度笠間市水道事業会計補正予算（第4号）
 議案第23号 令和元年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）
 議案第24号 令和元年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第25号 令和2年度笠間市一般会計予算
 議案第26号 令和2年度笠間市国民健康保険特別会計予算
 議案第27号 令和2年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
 議案第28号 令和2年度笠間市介護保険特別会計予算
 議案第29号 令和2年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
 議案第30号 令和2年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算
 議案第31号 令和2年度笠間市立病院事業会計予算
 議案第32号 令和2年度笠間市水道事業会計予算
 議案第33号 令和2年度笠間市工業用水道事業会計予算
 議案第34号 令和2年度笠間市公共下水道事業会計予算

午前10時22分開会

開会の宣告

- 議長（飯田正憲君） 皆さん、おはようございます。
 ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は22名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第1回笠間市議会定例会を開会いたします。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりでございます。

議事日程の報告

○議長（飯田正憲君） 日程について、ご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第1号のとおりといたします。

なお、本日、写真撮影の申し出がありますので、許可をいたします。

これより議事日程に入ります。

議席の指定について

○議長（飯田正憲君） 日程第1、議席の指定についてを議題といたします。

会議規則第4条第3項の規定により、ただいま着席の議席を指定いたしました。

会議録署名議員の指名について

○議長（飯田正憲君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、13番石田安夫君、14番藤枝 浩君を指名いたします。

会期の決定について

○議長（飯田正憲君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期等につきましては、去る2月20日に、議会運営委員会においてご審議をいただいております。ここで議会運営委員会委員長から報告をお願いします。

委員長畑岡洋二君。

〔議会運営委員長 畑岡洋二君登壇〕

○議会運営委員長（畑岡洋二君） 議会運営委員会から会議のご報告いたします。

当委員会は、2月20日に令和2年第1回笠間市議会定例会の会期日程等について協議をいたしました。

会期につきましては、資料のとおり、2月27日本日から3月18日までの21日間といたします。

初日の2月27日は、会期の決定、議案の説明を受けた後、議案の一部につきまして、質疑、討論、採決を行います。

また、令和元年度の補正予算につきましては、質疑を受けた後、各常任委員会へ付託となります。

なお、一般質問通告の締め切りは本日の午前中まで、議案質疑の通告締め切りは、本日の午後5時までとさせていただきます。

28日は、議案調査のため休会といたします。

3月2日は、午前10時から各常任委員会を開会し、付託された補正予算の審議を行い、午後2時から本会議を開会し、各常任委員長から審査の経過と結果の報告を受け、質疑、討論、採決を行います。

また、議案に対する質疑を行い、所管の常任委員会に付託をした後、令和2年度当初予算の審査のため、予算特別委員会を設置し、予算特別委員会に付託いたします。

3月4日、5日は、付託されました議案の審査のため、常任委員会を開催いたします。

9日、10日及び11日の3日間で予算特別委員会を開催いたします。

一般質問は、13日、16日、17日の3日間で行います。

なお、討論通告の締め切りは、17日の午前中とさせていただきます。

最終日の18日は、各常任委員会及び予算特別委員会に付託された議案等の審査結果を各委員長から報告を受けた後、質疑、討論、採決を行い、終了となります。

以上、ご報告いたします。

○議長（飯田正憲君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日2月27日から3月18日までの21日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月18日までの21日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、ただいま委員長から報告がありましたように、会期日程表のとおりでありますので、ご了承をお願いいたします。

諸般の報告について

○議長（飯田正憲君） 日程第4、諸般の報告をいたします。

議会閉会中の議員派遣について、笠間市議会会議規則第167条第1項ただし書きの規定により、議長において決定し、議員を派遣いたしました。

その内容は資料のとおりであります。

以上、ご報告いたします。

施政方針について

○議長（飯田正憲君） 日程第5、施政方針について、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 改めまして、おはようございます。

施政方針の前に、新型コロナウイルスについてのご報告させていただきます。

報道されているとおり、現在国内の複数地域で感染経路が明らかでない患者が散発的に発生している状況が続いております。そういう中で、今月25日に国の方針が示され、また、昨日さらに国から大規模イベントやスポーツ大会の中止、延期等の要請があったところでございます。

本市におきましても、国の方針に基づき、情報の共有や今後のイベント等への対応、予防策等について、感染の拡大防止に向けて取り組んでいるところでございます。市民の皆様並びに議員各位におかれましては、感染拡大防止をする対応へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、令和2年度の一般会計を初め各特別会計、企業会計予算及び関係諸議案のご審議をお願いするに当たり、私の市政運営についての方針を述べさせていただきます。

さて、我が国では本格的な人口減少・少子高齢化社会を迎え、令和時代の最大の課題といわれております。本年1月1日現在の人口は1億2,602万人で、前年同月に比べ30万人減少し、年齢別人口を見ると、15歳未満の人口割合は12.6%、65歳以上の人口割合は28.5%となりました。本市における1月1日現在の人口は7万4,249人で、過去5年間で見ると約2,900人減少している状況でございます。

自然・社会動態の増減で見ると、出生数から死亡数を引いた自然動態のマイナスの割合が76%となっており、一方で、今後の人口動態で重要な、転入者数から転出者数を引いた社会動態の減少割合が24%となっております。年齢別人口では、15歳未満の人口割合が11.5%、65歳以上の人口割合が31.9%となっており、少子高齢化が着実に進展しているところであります。

急激な人口減少・超高齢化によって、国内需要の減少による経済規模の縮小などさまざまな課題が深刻化し、また、地域の活力、競争力を維持するためのニーズも多様化しています。さらに、近年大規模な自然災害、感染症の発生などから、市民生活や地域経済を守るため、多くの課題に的確に対応した行政サービスの提供が求められております。

このような中、新しい時代を切り開いていくために、これまでに本市が培ってきた歴史・文化・資源などを最大限に生かしながら、交流人口の拡大を図ること、農業・観光・

商工業、地域の産業を活性化させて所得向上を目指していくこと、企業誘致による財政の強化を図ることが必要であります。

次に、令和2年度の重要事務事業についてご説明を申し上げます。

地域と産業の持続、発展に向けた取り組みを推進するために、未来技術の活用、多様な人材の確保を含め、これまでと違った公民連携の推進による新たな行政サービスの取り組みが必要と考えております。

これらを踏まえ、予算編成の考え方として、さまざまな人材が活躍できるまちづくりの推進を重点課題として設定し、笠間市第2次総合計画と新たな笠間市創世総合戦略に則した59事業を重要事務事業といたしました。

次に、令和2年度の予算編成についてご説明を申し上げます。

まず、歳入についてですが、市税におきましては、固定資産税の増が見込まれるものの、法人税関係の税制改正等の影響があり、今年度と比較しますと微減になる見込みであります。法人市民税の減収分の補填や地方消費税交付金の増を見込んでおります。

歳出につきましては、障害者自立支援給付金などの社会保障関係経費や公債費、公共施設の維持、更新費用の増加が見込まれることから、財政状況は依然として厳しい状況にあります。しかし、安定的な財政運営が図られているときに、将来に向けた新たな拠点の整備や交流拡大の基礎となるインフラ等への投資を進めていきます。

一方で、限られた貴重な財源を有効活用するため、行財政改革を推進し、ビルド・アンド・スクラップにより、87事業の見直しを行うなど、効率的で実効性の高い行政運営を目指して重点的な課題の取り組みを積極的に進めることといたしました。

これらの結果、令和2年度の一般会計予算は、総額322億7,000万円で、前年度と比較しますと15億円、4.9%の増となっております。

特別会計予算については、国民健康保険特別会計を初めとする5会計で、予算総額は159億7,780万円であります。

また、企業会計予算については、病院事業会計を初めとする4会計で、予算総額は73億2,847万7,000円であります。なお、一般会計予算、特別会計予算及び企業会計予算を合わせた本市の令和2年度の予算総額は555億7,627万7,000円で、今年度と比較すると16億5,235万2,000円、率にして3.1%の増となります。

続きまして、令和2年度の主要施策の概要について、笠間市第2次総合計画に掲げる七つの施策の柱に沿って述べさせていただきますと思います。

初めに、都市基盤の整備に関する取り組みについてでございますが、都市機能の集約と連携によりコンパクトシティプラスネットワークの都市機能を目指す、立地適正化計画の運用を開始してまいります。

また、総合計画と整合性を図れるように、本市の都市計画の基本的な構想を示す都市計画マスタープランの見直しや、地域の景観保全と景観まちづくりを推進するための景観計

画の策定を進めてまいります。

本市の新たな交通・産業・観光の拠点となる道の駅につきましては、地方創世の核となるすぐれた企画として、令和元年度重点「道の駅」に選定をされました。令和2年度は、実施設計を踏まえ、土木工事を継続し、建築工事に着手するとともに、名称決定、農業者の所得向上を図るため、所得への農産物の安定供給を行う出荷体制の強化として、生産農家への施設整備費や育成等の支援を進めてまいります。

また、昨年設立しました第3セクター株式会社「道の駅かさま」では、2021年秋の開業を目指し、出店テナントとの調整などに取り組んでまいります。

畜産試験場跡地については、引き続き、企業等の誘致などによる生活及び経済生活の双方に公益をもたらす活用について、県に提案を行いながら進めていきたいと考えております。

また、周辺の市有地につきましては、北西側約3.1ヘクタールに、市民の憩いの場となる多目的広場の整備を進めており、令和2年度中の一部供用開始に向けて、芝の広場や園路などの整備を進めてまいります。

常磐自動車道岩間インターチェンジに隣接する安居工業地域につきましては、交通便利性など地域の特性を生かした企業誘致と土地利用の促進を図るため、本年度中に地権者会の設立並びに基盤整備に向けた測量及び設計を実施いたします。

空き家施策につきましては、市の基本的な方針、空き家等の発生抑制、管理不全状態空き家の抑制解消、空き家等の市場流通、利活用の推進に基づき、適正管理事業としての行政指導と利活用推進事業としての空き家・空き地バンク制度を推進してまいります。

次に、適正管理については、年々増加する空き家の発生抑制に向けて啓発活動を積極的に進めるほか、管理不全空き家の解消については、所有者の協力なくしては進まない現状ではありますが、助言・指導等を粘り強く進めてまいります。

笠間芸術の森公園につきましては、あそびの杜の第2期整備として、県と共同でスケートボードパークの整備を進めており、令和2年度中の完成を目指して、滑走路の一部であるパークゾーン屋根施設、管理棟を整備し、スケートボードのメッカとしてまいりたいと考えております。また、スケートボードの普及を目指し、市内の若い人たちにもその魅力を伝えてまいりたいと思います。

公共交通再編に向けて地域が抱える諸問題に対し、引き続き、関係機関との議論を進めるとともに、持続可能な公共交通を維持していくために、A I、I o T等の未来技術の導入を含めた検討を進めてまいります。

次に、道路等のインフラ整備についてでございます。

市は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化法に沿って策定した「笠間市国土強靱化地域計画」をもとに、道路・河川についての整備を推進してまいります。

また、北関東自動車道笠間PAスマートインターチェンジにつきましては、市内交通体系の整備をする上で重要であることから、事業化に向けて国、県及びNEXCO東日本と協議を進めてまいります。

一般県道上吉影岩間線については、JR常磐線片倉街道踏み切りの改良及び歩道整備が完了し、その他の県道につきましても、引き続き、交通の円滑化と歩行者の安全を確保するため、県と連携し、早期完成に向けて事業の推進を図ってまいります。

一般県道平友部停車場線につきましては、友部駅前から両側歩道の延長690メートルの無電柱化を計画しており、今年度より駅前から136メートルを施工し、電線類の地中化により都市防災機能の強化や良好な景観の創出を図ってまいります。

また、JR常磐線の跨線橋からこころの医療センターまで県事業として進められております。市は用地買収に協力するなど、早期完成に向けて一体となって整備を推進してまいります。

生活を支える幹線道路の整備につきましては、来栖本戸線、南友部平町線、市道（友）2級5号などの路線において、国の交付金を活用し、整備を進めてまいります。特に、南友部平町線につきましては、新設される道の駅に通じる道路として早期の完成に向けた取り組みを進めてまいります。

また、生活道路の整備につきましては、各行政区からの令和2年2月時点の要望19件をもとに、優先度の高い路線から整備を進めてまいります。

道路の維持管理につきましては、昨年、岩間地区において試験的に実施した道路管理業務の包括的委託を継続して実施するとともに、友部地区においても新たな包括委託を取り入れ、サービスの向上と事務負担の軽減を図るとともに、適正な維持管理を行ってまいります。

上下水道につきましては、安全・安心な水道水の安定供給を図るため、石綿管更新及び鉛製給水管の解消を重点に取り組み、これまでに石綿管の約9割を更新し、鉛製給水管は取りかえを完了したところでございます。

令和2年度は、新たに策定した水道事業第2次基本計画に基づき、老朽化した宍戸浄水場を更新するための測量、調査設計及び石綿管更新工事を進めてまいります。

公共下水道については、平成30年度4月から地方公営企業法を適用しており、また、農業集落排水事業においても、令和5年4月の適用に向けて準備を進めております。

また、下水道使用料につきましては、人口減少に伴う収入の減や施設の老朽化における経費の増加が見込まれること、一般会計からの繰り出しが拡大している状況にあることから、料金の見直しを進めてまいります。

浄化センターともべについては、茨城中央工業団地（笠間地区）の企業誘致による流入水量の増加に対応するため、水処理施設を増設し、令和2年度末の完成を目指してまいります。

農業集落排水事業については、6地区全体の接続率は80%でございますが、接続率の低い地区は59%にとどまるような状況にあることから、供用開始区域の接続促進を図るとともに、友部北部Ⅱ期地区の管路整備を実施し、令和2年度の完成を目指してまいります。

合併浄化槽設置事業については、公共下水道や農業集落排水の実施地区以外の申請者に対し、交付要項に基づき、希望者全員に補助を実施してまいります。

次に、生活環境の整備に関する取り組みについてですが、まず、災害時に対する備えについては、近年頻発する大雨や地震などの自然災害から市民の生命・財産を守るため、防災対策を強化してまいります。

昨年大きな課題となった停電対策については、自主防災組織の発電機購入支援や避難所のあり方、公共施設の自家発電設備の見直しを進めるほか、拠点避難所の充実として洋式トイレの改修やプライベートスペースを確保するための屋内テントの必要な資機材を整備してまいります。

地域防災活動の核となる自主防災組織については、これまでに組織結成や資機材購入の補助に取り組んでまいりましたが、現在の組織率は62.4%であります。近年の災害発生状況を考えると、自助・共助が最も重要であり、地域防災活動の核となる自主防災組織が未結成の地区の方々には、改めて検討いただけるよう働きかけていく必要があると考えております。

また、避難力強化として、災害時に地域の集会所等を自主的に開設する届け出制地区避難所制度の検討を進めてまいります。

防災行政無線については、令和2年度から2カ年で整備工事を進めてまいります。デジタル化により高性能スピーカー等の活用による音質向上を図り、情報を災害メールやアプリ等に即時発信できるようにすることで、情報伝達の迅速化を図ってまいります。

原子力災害に対する備えについては、内閣府や茨城県などとの協議を重ねるとともに、栃木県内の避難先となる5自治体とのさらなる協議、市域を越えた住民避難等の応急対策が迅速に実施できるよう、関係機関と災害時対応実施を訓練し、笠間市原子力災害広域避難計画の実効性を高めてまいります。

消防・救急体制の充実については、老朽化が進む消防施設について、有識者を含めた検討委員会の報告ができ次第、今後の方針を決定してまいります。

また、救急車の出動件数は、令和元年度が3,416件で、前年に比べると75件増加しており、増加傾向にあるため、必要な人が必要なときに救急車を要請できるように、救急車の適正な啓発促進をしてまいります。さらに、消防力の強化を図るため、はしご車を更新、配備してまいります。

消防団については、消防ポンプ自動車の更新を積極的に行い、団員及び団員家族を支援するために、市内の64店舗が登録する笠間消防団応援の店や消防団員をサポートするモデル地区を構築し、団員募集を積極的に促進しながら、消防力の強化並びに効率的な運営を

図ってまいります。

防犯体制の強化につきましては、犯罪の抑止効果を高めるための防犯カメラを市内47カ所に98台設置しており、警察捜査への協力など一定の効果があらわれております。令和2年度は、新たに地区や自治会等が自主防犯活動の一環として設置する防犯カメラ費用の一部を支援する補助制度を開始し、細い路地や住宅地への設置により、市民が安心して生活できるまちづくりを進めてまいります。

民間の防犯については、防犯連絡員、防犯ボランティア等への活動支援や、共同活動や協働した活動等により、防犯思想の普及、犯罪の防止に向けた取り組みを進めてまいります。

交通安全対策については、昨年の市内における交通事故発生件数は218件であり、前年より32件減少し、死者数は5人と昨年より1人少ない状況にあります。引き続き、小中学生の自転車の安全運転教育を含め、特に高齢者の交通事故防止のための啓発活動や出前講座などを実施するほか、通学路の安全確保に努めてまいります。

消費者行政については、笠間市消費者生活センターへの相談件数が1月末で441件あり、前年同期に比べると、98件減少しております。消費者問題が複雑かつ多様化する中において、昨年、笠間市消費者マイスターを19人を任命するなど、地域により身近な見守りが可能となっております。

今後も、消費者トラブルの未然防止、早期解決に向けた消費生活支援センターと連携し、市民への情報提供、啓発、相談などに努めてまいります。

動物愛護については、飼い犬・猫の不妊去勢手術補助239件のほか、今年度実施した獣医師会と共同のイベントや寄附金等によるマイクロチップの埋め込みなどの適正管理を目指す目的とした事業の実施により、意識の高揚が図られてきたと感じております。今後も飼い主の適正飼養の普及、市民の動物愛護意識の高揚を図るため、不妊去勢手術費用を継続するとともに、動物愛護イベントへの開催等を実施してまいります。

一般廃棄物処理に関しては、一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみ処理体制の統一に向け、手数料等の改定や関係例規の整備を進めてまいります。

また、笠間・水戸環境組合の解散により本市単独での処理となることから、施設の修繕計画を含めた適正な運営に努めるとともに、新たなごみ処理体制を構築してまいります。

次に、健康増進、福祉の充実に関する取り組みについてですが、幼児教育・保育無償化制度や女性就業率の上昇を鑑み、認定こども園や保育所、放課後児童クラブなどの施設の利用ニーズに応えられるよう、民間施設の利用定員の拡充や施設整備の推進を図ってまいります。

みなみ学園児童クラブにつきましては、機能に移転したみなみ学園義務教育学校の敷地内に新たに建設をしてまいります。また、保育士の業務負担の軽減を図るため、市内民間保育所等でICT化推進事業を活用し、システムを導入した施設に費用の一部を補助して

まいります。

子育て世代の支援としまして、新たに在宅子育て家庭に対する無償による一時保育サービス「ママホリデー事業」や、視覚障害の早期発見、適切な支援による保護者の経済的負担の軽減を図るため、新生児聴覚検査事業を実施いたします。また、参加型のイベント「かさまみらいフェア」を新たに実施し、お子様連れのご家族やこれから出産を予定している夫婦を対象に、育児について楽しみながら学んでいただき、父親の育児参加の支援や子育て交流を促進してまいります。

がん対策において、胃がんは本市における死亡原因第3位のがんであります。がん検診の胃X線検査に加え、令和2年度からは医療機関において新たな内視鏡検査を実施いたします。内視鏡検査の導入により、受診機会の充実を図り、がんの早期発見・早期治療につなげてまいります。

児童発達支援については、本年4月に保健・福祉・教育の連携を一層強化し、人材と機能集約により、地域の中核的な総合支援機関となる「笠間市こども育成支援センター」をオープンさせ、子どもの成長や発達に不安や悩みを抱かれる方等に対し、成長過程に応じたきめ細かで切れ目のない支援体制を整備してまいります。

高齢者福祉に関しては、生活支援体制整備事業を、ことし4月から本格的に実施してまいります。事業の推進につきましては、社会福祉協議会の生活支援コーディネーターとともに、地域づくりに積極的に地域住民が話し合う場を定期的で開催し、地域住民の互助による地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めてまいります。

認知症対策については、認知症によって徘徊リスクを抱える高齢者本人や家族の支援を目的としたGPS機器の貸与とあわせ、徘徊声かけ模擬訓練の実施などに取り組み、市内の協力事業者や市民との連携を深めることで、認知症の理解、啓発や地域全体での見守り体制の強化を図ってまいります。

地域医療センターでは、保健・医療・福祉の連携の観点から、多職種によるみんなの相談室、ファミリー健康体験、社会的背景に合った演題での講演会の実施や少子化対策の一つとして、昨年に引き続き、妊娠する前の段階から自身の健康をケアする事業としてのプレコンセプションケア検診を実施してまいります。

市立病院においては、急性期を経過し、症状が安定した患者さんや在宅介護施設等から一時的に入院を必要とする患者さんに対し、継続し医療を提供してまいります。また、引き続き医師確保に取り組むとともに、在宅医療を重視した訪問診療・訪問看護・訪問リハビリを積極的に実施することで、在宅での生活の支援をしてまいります。

医療福祉費支給制度については、さらに少子化対策の充実を図るため、市単独事業により、外来分の対象年齢を18歳、高校3年生まで拡大し、制度受給者が安心して医療が受けられるよう、継続性のある制度運営を目指してまいります。

次に、産業の振興に関する取り組みについてでございますが、企業誘致につきましては、

昨年、茨城中央工業団地笠間地区において、キヤノンモールド株式会社の市内事業所を集約移転するための用地として10ヘクタール分の分譲が決定するなど、5社が創業開始に向けて準備を進めているところであります。これらの企業が創業した際の立地効果としては、今後15年間で約20億円の税収等の増や、約400人を超える新たな雇用が見込まれておるところでございます。

市におきましては、県への働きかけなど、引き続き、茨城中央工業団地笠間地区や畜産試験場跡地を初めとする事業用地の積極的なPR活動を行い、さらなる企業誘致の推進に努めてまいります。

次に農業に関してですが、農家の高齢化及び後継者不足により、農業労働力の減少は、基幹産業である農業の大きな課題となっております。次代を担う新規就農者の就農後の経営リスクや認定農業者等が経営基盤強化のために必要とする農業機械の整備など、意欲ある農業経営者に対して支援を行い、担い手の確保、育成に努めてまいります。

農業振興地域整備計画につきましては、総合見直しを行い、農業振興地域の中で将来にわたって保全すべき優良な農地、農用地の確保と農業施設の計画的実施を推進するとともに、地番をデータ化し、農地地図情報システムの導入による事務の効率化を図ってまいります。

土地改良事業につきましては、土地改良新規地区4地区や再整備地区5地区を既存制度とあわせて、新たに創設された農地中間管理機構関連整備事業を活用して事業を推進してまいります。

国の経営規模拡大・品質向上を推進するため、クリ畑を10アール以上規模拡大する農家に対して、拡大規模や整備内容に応じた補助や一定本数以上の植栽補助など、クリの補助拡大の促進と生産振興を図ってまいります。

新たな事業として、クリ農家または新規クリ栽培希望者に農地を貸し出す農家に対する補助を行い、担い手への集約を促進するほか、栽培管理の支援としてクリ栽培に必要な機材、資材の購入に対する補助を実施してまいります。これらのクリ生産に関する補助事業をワンパッケージとして、日本一のクリ産地の拡大を目指してまいります。

一方で、現在は出荷体制においても、JA農業公社などがそれぞれの販路において市場や加工業者へ出荷しており、価格や出荷量・時期の連携が行われていない現状を改善するため、市・JA・農業公社が協力連携し、出荷体制の見直しを行い、高値で安定した取引ができるような体制を構築し、クリ生産農家の所得向上につなげてまいります。

さらに「かさま新栗まつり」につきましても、市を代表する地場農産品であるクリを生産者や事業者が県内外にPRすることで、ブランドの確立と地域産業としての振興を図ってまいります。

有害鳥獣対策につきましては、市内の農業被害を軽減するため、イノシシによる被害対策として、電気柵等の自己防衛策に対する助成と捕獲処分に対する補助を継続するとともに

に、本市独自の取り組みである地域住民参加型鳥獣被害対策として、わな免許取得費、団体活動の助成のほか、箱わなの貸し出しを行い、イノシシの捕獲を継続してまいります。

なお、令和元年度のイノシシの捕獲頭数につきましては、令和元年2月2日現在で、鳥獣被害対策実施隊と地域捕獲団体及び一般狩猟者合わせて、1,166頭の実績を上げてあります。

次に、商工業に関してでございますが、市内企業において人材確保が困難となっていることから、昨年、就職面接会を開催し、17名が参加し、4社において9名が内定をいたしました。また、早期に市内企業への関心を高めることを目的に、高校・大学等の生徒などを対象とした産業研究会を開催し、211名に参加をいただいたところでございます。こうした取り組みは、市内企業と学生を結ぶ貴重な機会となっており、経営基盤の安定につながるような実施をしております。

笠間焼の振興についてでございますが、国内市場が縮小する中での新たな販路開拓の手段として、販売実績があるイギリスでの商品開発やブランディングを支援してまいります。この事業では、笠間焼協同組合が国の補助も活用しながら、笠間市も含めた団体や作家で組織される笠間焼海外販路開拓協議会と、イギリスの陶磁器産地であるストーク・オン・トレントが連携して販路開拓を実践してまいります。市ではこの販路開拓を通じての笠間焼のブランド化、ブランド力の向上と新たな販路の確保を支援してまいります。

建設業の振興につきましては、平成30年に笠間市建設業振興補助金を創設し、商工会を通じたリフォーム補助により、これまで117件の利用をいただいております。この補助制度については、快適な住宅環境の整備や商業施設の魅力度を高めるリフォーム関連工事の需要を掘り起こし、市内建設施工業者の受注機会の拡大を図るために、引き続き、実施してまいります。

次に、観光振興策に関しましては、笠間観光協会やNPOと連携し、本市の資源を生かした体験型や教育旅行などの多様なニーズに対応できるよう、関係者が一体となって、笠間らしい特色ある観光の振興を図ります。

笠間台湾交流事務所を軸とした交流促進につきましては、広域連携として取り組んでいる水戸・笠間・大洗観光協会に、新たにひたちなか市を加え、それぞれの魅力を生かした観光PRを行うとともに、昨年広域で取り組んだ台湾バナナの給食提供を契機に、交流拡大を進めてまいります。

次に、教育・文化・スポーツの振興に関する取り組みについてでございますが、2020年度から実施される新学習指導要領において、小学校でプログラミング教育が必修化される中、コンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用したGIGAスクール構想の実現に向けて、市内小・中学校、義務教育学校、16校に無線LANの構築などの学校ICT整備に取り組んでいきます。その上で情報活用能力を育成し、確かな学力の定着を目指してまいります。

英語教育については、生徒の英語能力や学習意欲をさらに向上させるために、外国語指導助手の効果的な活用を図り、グローバル化に対応できるコミュニケーション能力の向上に取り組んでまいります。

なお、速報値でございますが、令和元年度公立中学校における英語教育実施状況調査において、英検3級相当以上を取得している中学3年生の割合は36.4%であり、前年に比べて6.6ポイント上昇しております。英検助成補助の着実な成果が出ているものと思われま

す。引き続き、英語力の向上を図ってまいります。

学校生活不適應やひきこもり等の防止については、社会自立を目的とした切れ目のない支援と適切な療育・育成を行う必要があることから、これまでの適應指導教室を教育支援室に改め、こども育成支援センター内に機能強化を図ってまいります。

学校施設の整備についてでございますが、みなみ学園義務教育学校の増築及び大規模改修工事を進め、令和3年4月からの供用に向けて、引き続き整備を進めてまいります。

また、市内小・中学校のトイレの洋式化については、児童生徒のライフスタイルの変化や避難所としての役割強化に対応するため、岩間第2小学校、北川根小学校、友部小学校のトイレ改修工事を進めるとともに、拠点避難所に指定されている友部中学校体育館トイレの洋式化と、岩間中学校体育館内に新たにトイレを整備いたします。

学校給食につきましては、市内産コシヒカリや野菜を使用した地産地消を推進するとともに、クリご飯やけんちん汁など笠間の食材を取り入れながら、栄養バランスのとれた安心で安全なおいしい給食の提供に努めてまいります。また、昨年引き続き、日本と台湾間の相互理解と友好を増進するため、台湾産バナナ、また、マンゴー等の提供を行ってまいります。

次に、文化・生涯学習の振興についてでございますが、全国の小・中学生を対象に開催している陶芸展「全国こども陶芸展 in かさま」が、20年目の節目を迎えます。これを記念して、内閣総理大臣賞や20周年記念特別賞の設置を進めております。

また、応募作品全点を県陶芸美術館に展示するなど、多くの皆様に子どもたちの作品をごらんいただき、伝統文化である陶芸をPRするとともに、子どもたちの自由な創造力を育ててまいります。

笠間城保存整備調査については、測量成果に基づく現地調査を実施するとともに、考古学的知見を得るために、発掘調査を実施しております。「笠間城址調査指導委員会」を設置し、平成26年度より10年計画で進めているところであります。

調査の成果及び進捗状況につきましては、「笠間歴史フォーラム」や「かさま歴史交流館井筒屋」の歴史展示コーナー、市ホームページ等で報告させていただいております。

次に、スポーツの振興についてでございますが、オリンピックイヤーとなる令和2年度は、ホストタウン相手国、地域と人的・経済的・文化的な相互交流を本格的に進めてまいります。

台湾に関しては、民間ゴルフ場と連携し、台湾ゴルフチームの事前キャンプの受け入れや、オリンピアとの交流の機会を設けるほか、台湾の小学選抜チームを笠間市長杯スナッグゴルフ大会に招待し、青少年に対してのゴルフの魅力向上と交流拡大を目指してまいります。大人から子どもまで交流の輪を広げることを目標としてまいります。

エチオピアに関しては、メダル獲得報告会の企画や市民とのスポーツ交流を予定しております。また、「かさま笠間陶芸の里ハーフマラソン大会」に、エチオピア選手を招待し、友好関係を全国的に発信をしてまいります。

7月5日に開催される聖火リレーでは、スタート地点の芸術の森公園でサイドイベントを実施するとともに、笠間稲荷神社までのコース沿道で、聖火ランナーを市民とともに応援し、オリンピック機運とスポーツ参加への関心を高めてまいります。

パラリンピックに関しましては、我が国において今までの障害者スポーツの認識を変える元年になります。本市においても、障害者スポーツの認知度を上げ、今までスポーツに触れる機会の少なかった障害者の方々に、パラスポーツ体験会の開催などによって、スポーツができる喜びを感じてもらえる取り組みを進めてまいります。

次に、活力ある地域づくりに関する取り組みについてでございますが、生涯活躍のまち形成、いわゆるCCRCについては、モデルとなる居住施設の整備に向け、事業候補者とともに具体的な事業に着手してまいります。

また、あわせて市民の交流や暮らしの支援を担う公民連携による運営の仕組みを構築し、子育て世帯から高齢層が安心・安全で暮らすことができる質の高い住宅整備に加え、新たな居住者と市民が交流する仕組みづくりを笠間暮らしのモデル宅地としていきます。

国際化の推進につきましては、台湾交流事務所を置く台北市から職員を受け入れ、インバウンド観光を促進するとともに、グローバル枠でロシア国籍の任期つき職員を採用し、国内外に向けた市の情報発信を強化してまいります。

また、総務省・経済産業省へ各1名の実務研修生を派遣し、国の行う各分野の行政の専門知識を学び、職員の資質向上、さらには地域の経済産業の向上にもつなげてまいります。

さらに、グローバル人材の育成及び市産業の活性化のために、日本貿易振興機構、いわゆるジェトロに職員を派遣いたします。

多様な生き方支援につきましては、年齢・性別・国籍・障害の有無にかかわらず、その多様性を認め合い、誰もが自分の持つ能力が発揮できる社会の実現を目指してまいります。

女性の就業が進む中で、依然として育児・介護の負担が女性に偏っている中、令和2年度は、女性が職場や地域において活躍がさらにできるように、男性の育児休業取得の促進や働き方改革、母親の交流事業などに取り組んでまいります。

次に、効率・効果的な自治体運営に関する取り組みについてであります。令和2年度から文書管理システムを導入し、タブレット端末の活用とあわせて、さらなるペーパーレス化を進めてまいります。

マイナンバー制度につきましては、令和2年度にマイナンバーポイントによる消費活性化策、健康保険証利用の本格運用が開始されます。マイナンバーカードは、2月9日時点で13.9%の交付率ですが、デジタル社会に必須のインフラであることから、さらなる普及促進に取り組んでまいります。

ICTを活用した窓口サービスにつきましては、タブレットを活用した書かない窓口と転出・転入・出生時における住民登録、保険年金関係手続のワンストップサービスを本庁舎1階の改修工事の終了後に導入をしてまいります予定でございます。

ふるさとづくり寄附金制度につきましては、多くの寄附金を賜りましたことから、厚く御礼を申し上げる次第でございます。ご寄附は「元気かさま応援基金」に積み立て、今後の各種事業に生かしてまいります。あわせて企業版ふるさと納税制度を活用し、市の施策に賛同いただける企業との関係を構築し、協働による行政運営を推進してまいります。

以上、令和2年度の市政運営について、所信の一端と主要施策の概要を述べさせていただきました。

最後に、いよいよ本年は、東京2020オリ・パラが開催されます。また、笠間市でも56年ぶりに聖火ランナーがやっております。本件出身の畑岡選手を初め、オリンピック出場を目指して日々努力を重ねている選手が晴れの舞台上大いに活躍できるよう、市民の皆さんとともに応援をしてまいりたいというふうに考えております。

選手の皆さんには、4年に1度のオリンピックにかける熱い思いや、勝つために全てのことをやっていくという心の強さに敬意を表するところでございます。我々も、本市の目標の達成に向けて強い意志を持ち続け、議員各位、そして市民の皆さんと真摯に議論を重ね、市政運営に邁進してまいります所存でございますので、ご理解とご協力のほどを心からお願い申し上げます。

さて、今定例会の提出議案案件は、笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを初めとする議案が34件でございます。それぞれの議案等につきましては、後ほど詳しく説明申し上げますので、慎重なる審議の上、ご議決、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田正憲君） ここで、11時25分まで休憩をいたします。

午前11時19分休憩

午前11時25分再開

○議長（飯田正憲君） 休憩前に続き、会議を再開します。

委員会提出議案第1号 笠間市議会会議規則の一部を改正する規則について

委員会提出議案第2号 笠間市議会傍聴規則の一部を改正する規則について

委員会提出議案第3号 笠間市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（飯田正憲君） 日程第6、委員会提出議案第1号 笠間市議会会議規則の一部を改正する規則についてないし委員会提出議案第3号 笠間市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

議会運営委員長畑岡洋二君。

〔議会運営委員長 畑岡洋二君登壇〕

○議会運営委員長（畑岡洋二君） 議会運営委員会から、委員会提出議案第1号 笠間市議会会議規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

本案は、議場改修に伴い、表決の方法として、新たに押しボタン式の投票を採用するため、本規則の改正を提案するものであります。

次に、委員会提出議案第2号 笠間市議会傍聴規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

本案は、議場改修に伴い、傍聴席の拡張及びバリアフリーに対応した座席を設置するため、本規則の改正を提案するものであります。

次に、委員会提出議案第3号 笠間市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、議員の旅費の支給に当たり、特別職の常勤のもの職員に支給する旅費の額に合わせるため、本条例の改正を提案するものであります。

以上、会議規則第14条第2項の規定により、議会運営委員会から提案をいたしますので、議員各位におかれましては、よろしくご賛同を賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託がありませんので、これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 討論を終わります。

これより、1件ごとに採決いたします。

初めに、委員会提出議案第1号 笠間市議会会議規則の一部を改正する規則についてを

採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、委員会提出議案第2号 笠間市議会傍聴規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、委員会提出議案第3号 笠間市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

議案第1号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（飯田正憲君） 日程第7 議案第1号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第1号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間・水戸環境組合の解散に伴い、市の業務にじんかい処理作業の業務が追加され、対象職員に特殊勤務手当を支給する必要があることから、所要の改正をするものがあります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますのでよろしくお願いたします。

○議長（飯田正憲君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 議案第1号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、笠間・水戸環境組合の解散に伴い、市の業務にじんかい処理作業の業務が追加

され、対象職員に特殊勤務手当を支給するため、所要の改正を行うものでございます。

議案の新旧対照表にてご説明申し上げます。3ページをごらんください。

第2条は、第15号の次に第16号、じんかい処理作業手当を追加するものでございます。第18条では、じんかい処理作業手当は処理施設に勤務する職員がじんかい処理作業に従事した際、「1日につき500円を支給する」とするものでございます。ただし、4時間に満たない場合は、1日の支給額に100分の60を乗じた額を支給いたします。

2ページにお戻りください。

附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

議案第2号 笠間市印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第3号 笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について

議案第4号 笠間市土採取事業規制条例の一部を改正する条例について

○議長（飯田正憲君） 日程第8 議案第2号 笠間市印鑑条例の一部を改正する条例についてないし議案第4号 笠間市土採取条例規制の条例の一部を改正する条例についての3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第2号 笠間市印鑑条例の一部を改正する条例についてから議案第4号 笠間市土採取事業規制条例の一部を改正する条例については、関連しておりますので一括して提案理由を申し上げます。

本案は、成年被後見人等の権利の制限にかかわる措置の適正化等を図るため、関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、市民生活部長から説明させますのでよろしく願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 市民生活部長金木雄治君。

○市民生活部長（金木雄治君） 議案第2号 笠間市印鑑条例の一部を改正する条例についてから議案第4号 笠間市土採取事業規制条例の一部を改正する条例についてまでをご説明申し上げます。

本議案3件は、令和元年6月14日に成年被後見人等の権利の制限にかかわる措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、同年12月14日に改正の効力が生じたことに伴いまして、笠間市の関係条例の一部を改正するものでございます。

まず、議案第2号 笠間市印鑑条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。
現在の笠間市印鑑条例では、印鑑の登録を受けることのできない者は、15歳未満の者と成年被後見人としております。成年被後見人とは、精神上の障害により判断力を欠くとして、家庭裁判所から後見開始の審判を受けた人となっております。今回の条例改正では、この成年被後見人の部分を改正し、登録要件の成年被後見人に関する事項を見直すものです。

内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。3ページをごらんください。

第2条 登録資格 第2項第2号におきまして、「成年被後見人を意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く）」と改めます。これにより、成年被後見人であっても、法定代理人が同行し、本人による申請があった場合には意思能力を有する者と判断し、印鑑登録の申請を受け付けを可能とするものです。ただし、15歳未満の者は除いております。

2ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、第1項 施行期日を公布の日から施行するといたしております。

以上で、議案第2号 笠間市印鑑条例の一部を改正する条例について説明を終わります。

続きまして、議案第3号 笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

現在の笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例では、土砂等による土地の埋立て行為の欠格条項の一つとして、成年被後見人もしくは被補佐人が規定されております。

成年被後見人の定義は、議案第2号でご説明いたしましたが、被補佐人とは、精神上の障害により判断能力が著しく不十分な状況であるとして、家庭裁判所から補佐開始の審判を受けた人となります。この「成年被後見人及び被補佐人」の部分を改正し、欠格条項の「成年被後見人及び被補佐人」に関する事項を見直すものです。

内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。3ページをごらんください。

第8条 許可の基準。第7号のアにおきまして、「成年被後見人もしくは被補佐人、または破産者で復権を得ない者」を、「心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として規則で定める者」と改めます。これにより成年被後見人もしくは被補佐人であっても、業務を適正に行うことができる者は、許可の対象とするものです。

また、アの条文に含まれておりました「破産者で復権を得ない者」を、イとして「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」と改め追加し、以降、ウからサまでを一つずつ繰り下げます。

2ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、第1項、施行期日を公布の日から施行するといたしております。

第2項及び第3項、経過措置といたしまして、改正前の条例により、許可または不許可の処分がなされていないものについての許可・不許可の処分、また、許可の取り消しに関

しては、従前の例によるといたしております。

以上で、議案第3号 笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。

続きまして、議案第4号 笠間市土採取事業規制条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

現在、笠間市土採取事業規制条例では、土採取事業の欠格条項の一つとして、成年被後見人もしくは被補佐人が規定されております。議案第3号同様に、成年被後見人及び被補佐人の部分を改正するものです。

内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。3ページをごらんください。

第9条、許可の基準。第6号のアにおきまして、「成年被後見人若しくは被補佐人又は破産者で復権を得ない者を、心身の故障により、その業務を適正に行うことができないものとして規則で定める者」と改めます。これにより、成年被後見人もしくは被補佐人であっても業務が適正に行うことができる者は、許可の対象とするものです。

また、アの条文に含まれておりました破産者で復権を得ない者をイとして、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」と改め、追加し、以降、ウからサまでを一つずつ繰り下げます。

2ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、第1項、施行期日を公布の日から施行する」といたしております。

第2項及び第3項、経過措置といたしまして、改正前の条例により許可または不許可の処分がなされていない者についての許可・不許可の処分、また、許可の取り消しに関しては、従前の例によるといたしております。

議案第4号 笠間市地採取事業規制条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。

以上で、議案第2号から議案第4号までの説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

議案第5号 笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（飯田正憲君） 日程第9 議案第5号 笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第5号 笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年3月31日をもって、笠間・水戸環境組合が解散することに伴い、同年4月1日から市の直営施設となることから、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、市民生活部長から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 市民生活部長金木雄治君。

○市民生活部長（金木雄治君） 議案第5号 笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。なお、今後、「笠間・水戸環境組合」の名称を「笠間市環境センター」に改めさせていただきますことから、「環境センター」と説明させていただきます。

本議案は、令和2年3月31日をもって笠間・水戸環境組合が解散することに伴い、同年4月1日から、環境組合の所有する一般廃棄物処理施設等が市の直営施設となるため、既存する笠間市廃棄物の原料及び処理に関する条例の中に新たに加わります環境センターに関する内容を加え、条例を改正するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。3ページをごらんください。

第10条、家庭系廃棄物の減量及び処理、第2項の排出区分に、環境センターで扱っております「有害ごみ」を追加し、排出方法に資源物コンテナを加えることにより市全体の排出区分と排出方法を規定し、環境組合の排出区分と排出方法を別記しておりました第10条の2を削除し、第13条の3を第10条の2に繰り上げ、条文中「前2条」を「前条」に改めております。

3ページから4ページをごらんいただきまして、第11条、資源物の所有権の条文中、「前3条」を「前2条」に改め、第13条、改善勧告の条文中、第10条の2を削除いたしております。

また、第16条関係、別表として、環境センターが処理する区域に居住する住民の一般廃棄物処理手数料を追加いたしております。

2ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は、令和2年4月1日から施行するとしております。

以上で、議案第5号 笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

議案第6号 笠間市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（飯田正憲君） 日程第10、議案第6号 笠間市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第6号 笠間市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年4月1日から、笠間市地域福祉センターともべにおいて、児童発達支援事業を実施することに伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、保健福祉部長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 議案第6号 笠間市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

今回の改正は、令和2年4月1日から笠間市地域福祉センターともべにおいて、児童発達支援事業を開始することに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明を申し上げます。3ページをごらん願います。

第3条第2項に、地域福祉センターともべにおいて行う事業といたしまして、児童発達支援事業であります第1号から第3号を追加するものでございます。第1号といたしまして、児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に関すること、第2号といたしまして、児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する保育所と訪問支援に関すること、第3号といたしまして、情緒・言語・心身の発達等に課題のある児童及び保護者に関する当該児童の発達を促すための支援及び保護者の育児不安の軽減をするための支援に関することとでございます。

4ページをごらんください。

第7条の第1項第2号中の「第3条各号」を「第3条第1項各号」に掲げる業務に改め、児童発達支援等に関する事業は、指定管理者の行う事業から外します。

さらに、第8条第2項、負担金を徴収する事業として児童発達支援事業を加え、第3項において、指定就労継続支援B型事業の負担金は、指定管理者の収入とすることができるものといたします。また、あわせまして、条文内の文言の整理を行うものでございます。

2ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、「この条例は、令和2年4月1日から施行する」といたします。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

議案第7号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（飯田正憲君） 日程第11、議案第7号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一

部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第7号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年4月1日より、市単独事業による小児医療福祉費制度の外来対象年齢を、高校3年生相当まで拡大するため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、保健福祉部長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 議案第7号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、少子化対策の充実強化を図るため、令和2年4月1日より、市単独事業による小児医療福祉費制度の外来対象年齢を高校3年生相当まで拡大するため、本条例を改正するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明を申し上げます。3ページをごらん願います。

第4条第1項の医療福祉費の支給において、現行条文の「限り、対象者が生徒であり、15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に対する日以後の最初の3月31日までの間にあるものの場合にあっては、入院による治療が必要となる疾病又は負傷に」までを削除するものでございます。

2ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものといたします。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

議案第8号 笠間市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

○議長（飯田正憲君） 日程第12、議案第8号 笠間市営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第8号 笠間市営住宅管理条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、民法及び国が示す公営住宅管理標準条例の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、都市建設部長から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 都市建設部長吉田貴郎君。

○都市建設部長（吉田貴郎君） 議案第8号 笠間市営住宅管理条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、民法の一部を改正する法律の公布及び国が示す公営住宅管理標準条例の一部改正に伴い、笠間市営住宅管理条例の一部を改正するものでございます。

一つ目といたしまして、市営住宅への入居時に必要となる個人の保証人につきまして、保証極度額を定めるとともに、個人の保証人を立てることが困難な方につきまして、民間の保証会社による法人保証を選択することを可能とする保証人制度の見直しを行うものでございます。

二つ目として、住宅に困窮する方や子育て世帯につきまして、入居資格要件の見直しを行い、対象範囲の拡大を図るものでございます。

改正内容につきまして、新旧対照表によりご説明申し上げます。4ページをごらんください。

第5条、入居者の資格につきまして、第1項第1号の規定を削除し、第2号以下を1号ずつ繰り上げております。

7ページをごらんください。

第1項第1号、ケとして、入居要件の規定を追加し、同じく第4号中の税滞納要件に関しまして、県税に係る部分を削除するものでございます。また、第1項第1号の削除に伴いまして、第2項の規定につきましても削除し、第3項以下を1項ずつ繰り上げております。

8ページをごらんください。

第10条、住宅入居の手続につきまして、第3項中に法人保証に関する規定を追加するものでございます。

9ページをごらんください。

第14条、連帯保証人につきまして、第1項第1号及び第2号に規定する連帯保証人に関する要件を削除し、第2項として連帯保証人の保証極度額を定める規定を追加し、第2項以下を1項ずつ繰り下げております。また、第3項中及び第5項中に保証法人に関する規定を追加するものでございます。

10ページをごらんください。

第14条の2、保証法人として、第1項から第3項まで保証法人の資格要件等に関する規定を追加するものでございます。

第27条、承認事項につきまして、11ページをごらんください。

入居者が市営住宅の様子がえ、または増築を行った際の原状回復に関する条件にただし書きを追加するものでございます。

第41条、住宅の明け渡し請求につきまして、第3項中、「年5分」を法定利率に改めるものでございます。

3ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものと定めております。

以上で、議案第8号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

議案第9号 笠間市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（飯田正憲君） 日程第13、議案第9号 笠間市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第9号 笠間市水道事業給水条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、水道法及び水道法施行令等の改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、上下水道部長から説明させますのでよろしく願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 上下水道部長横手 誠君。

○上下水道部長（横手 誠君） 議案第9号 笠間市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、水道法及び水道法施行令の一部改正に伴いまして所要の改正をするものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げます。3ページをごらんください。

水道法施行令の一部改正に伴い、第38条第1項中「第5条」を「第6条」に改めます。また、水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者の更新制度が導入されたことから、本条例において更新手数料の項目を新たに設け、別表第3の下段に「法第25条の3の2第1項」の指定給水装置工事事業者更新手数料を追加するものです。なお、本改正に合わせ、第20条第3項中及び別表第3中の文言について整理を行うものであります。

2ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第9号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

議案第10号 笠間市東日本大震災支援金に関する基金条例を廃止する条例について

○議長（飯田正憲君） 日程第14、議案第10号 笠間市東日本大震災支援金に関する基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第10号 笠間市東日本大震災支援金に関する基金条例を廃止する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、所期の目的を達成したため、廃止するものであります。

内容につきましては、総務部長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 議案第10号 笠間市東日本大震災支援金に関する基金条例を廃止する条例についてご説明を申し上げます。

廃止いたします条例は、東日本大震災に際し、本市の災害復旧等を目的とする支援金の使途を明確にするため制定した条例でございます。

基金の運用につきまして、拠点避難所整備や被災地域集会所改修事業補助金等に活用してまいりましたが、これまでにご支援いただいた基金の原資を全て活用いたしましたので、基金を廃止するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第10号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後1時00分再開

○議長（飯田正憲君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第11号 笠間市一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例について

議案第12号 笠間市ゆかいふれあいセンターの設置及び管理に関する条例について

議案第13号 笠間市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例について

○議長（飯田正憲君） 日程第15 議案第11号 笠間市一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例についてないし議案第13号 笠間市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例についての3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第11号 笠間市一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例についてから議案第13号 笠間市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例については関連しておりますので、一括して提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年3月31日をもって、笠間・水戸環境組合が解散することに伴い、同年4月1日から市の直営施設となるため、制定するものであります。

内容につきましては、市民生活部長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 市民生活部長金木雄治君。

○市民生活部長（金木雄治君） 議案第11号 笠間市一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例についてから議案第13号 笠間市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例についてまでをご説明申し上げます。

本議案3件は、笠間・水戸環境組合の解散に伴い、市の直営施設となる笠間市環境センター等に関する条例を新規制定するものでございます。

まず、議案第11号 笠間市一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例についてご説明いたします。

本案は、笠間・水戸環境組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例を笠間市一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例とし、整理し、市の新たな条例として定めるものでございます。

2ページをお開きください。

条例の構成につきましては、第1条で条例の趣旨、第2条で設置、第3条で受付時間等、第4条で業務、3ページをお開きいただきまして、第5条で使用の許可、第6条から第8条まで、手数料の納付、減免、還付を定めております。

第9条で損害賠償義務、3ページから4ページにかけまして、第10条では廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、一般廃棄物処理施設には維持管理に関する技術上の業務を担当するため、技術管理者を置かなければならないとされており、当該施設の技術管理者の資格要件を定めております。

第11条は、委任についての事項となります。

5ページをお開きいただきまして、附則でございますが、第1項で施行期日を令和2

年4月1日といたしております。

第2項、経過措置といたしまして、本条例の施行期日の前日までに、解散前の笠間・水戸環境組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分や手続等は、今条例の相当規程によりなされたものと見なすとしております。

第3項、準備行為といたしまして、この条例の施行日以降の処理施設の使用許可に関し、必要な手続等については、この条例の施行前においても行うことができるものとしております。

第4項、笠間市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正といたしまして、本条例を加えております。

以上で、議案第11号の説明を終わります。

続きまして、議案第12号 笠間市ゆかいふれあいセンターの設置及び管理に関する条例についてご説明いたします。

本案は、「笠間・水戸環境組合ゆかいふれあいセンターの設置及び管理に関する条例」を、「笠間市ゆかいふれあいセンター設置及び管理に関する条例」として整理し、市の新たな条例として定めるものでございます。

2ページをお開きください。

条例の構成につきましては、第1条で条例の趣旨、第2条で設置、第3条で開館時間、第4条で休館日。

2ページから3ページにかけては、第5条及び第6条で、施設の使用許可並びに使用許可の制限、第7条から第10条まで使用料の額、納入、減免、還付を定めております。

3ページから4ページにかけては、第11条で使用許可の取り消し等、第12条で使用者の遵守事項、第13条で損害賠償。

4ページから5ページにかけては、第14条から第16条まで、指定管理者による管理、業務の範囲、管理の基準を定めております。第17条は、委任についての事項となります。

次に、附則でございますが、第1項で、施行期日を令和2年4月1日といたしております。

第2項、経過措置といたしまして、本条例の施行期日の前日までに解散前の笠間・水戸環境組合ゆかいふれあいセンター設置及び管理に関する条例の規程によりなされた処分や手続等は、本条例の相当規程によりなされたものとみなすとしております。

第3項、準備行為といたしまして、この条例の施行日以降の処理施設の使用許可に関し、必要な手続については、この条例の施行前においても行うことができるものとしております。

第4項、笠間市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正といたしまして、本条例を加えております。

以上で、議案第12号の説明を終わります。

続きまして、議案第13号 笠間市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例についてご説明いたします。

本案は、環境組合が所有する一般廃棄物処理施設が市の直営施設となることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第2項の規定に基づき、市が実施する生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例を定めるものでございます。

2ページをお開きください。

条例の構成につきましては、第1条で、条例の趣旨といたしまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第2項の規定に基づき、市が実施した生活環境影響調査結果の縦覧並びに意見聴取を実施する旨を規定しております。

第2条で、対象となる施設の種類として、焼却施設及び最終処分場が当該施設であることを定めております。

2ページから3ページにかけては、第3条及び第4条で縦覧の告示内容、並びに縦覧の場所及び期間。第5条及び第6条で、意見書に関する告示並びに提出先及び提出期限。第7条で、環境影響評価等の関係。第8条で、他市町村との協議。

4ページをお開きいただきまして、第9条は、委任についての事項となります。

次に附則でございますが、施行期日を令和2年4月1日といたしております。

議案第13号 笠間市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の説明を終わります。

以上で、議案第11号から議案第13号までの説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

議案第14号 公の施設の広域利用に関する協議について

○議長（飯田正憲君） 日程第16、議案第14号 公の施設の広域利用に関する協議についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第14号 公の施設の広域利用に関する協議についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の3第3項の規定により提出するものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 議案第14号 公の施設の広域利用に関する協議についてご説明申し上げます。

県央地域9市町村におきましては、それぞれの市町村が設置する公の施設を住民が相互に利用することについて協定を締結し、公の施設の広域利用を実施しているところがございます。このたび、協定対象施設の追加に伴いまして、協定書を見直すものでございます。施設の追加につきましては、6ページをごらんください。

中段ほどでございますが、茨城町の「フォレストぬまさきグラウンド」が新設され、追加となります。なお、協定の締結日は令和2年4月1日を予定しております。

以上で、議案第14号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

議案第15号 令和元年度笠間市一般会計補正予算（第5号）

議案第16号 令和元年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第17号 令和元年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第18号 令和元年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第4号）

議案第19号 令和元年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）

議案第20号 令和元年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）

議案第21号 令和元年度笠間市立病院事業会計補正予算（第4号）

議案第22号 令和元年度笠間市水道事業会計補正予算（第4号）

議案第23号 令和元年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

議案第24号 令和元年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（飯田正憲君） 日程第17、議案第15号 令和元年度笠間市一般会計補正予算（第5号）ないし議案第24号 令和元年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第4号）までの10件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第15号 令和元年度笠間市一般会計補正予算（第5号）から議案第24号 令和元年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第4号）についての提案理由を申し上げます。

これらの議案は、令和元年度の補正予算であり、一般会計のほか特別会計5会計、企業会計4会計について補正するものであります。

内容につきましては、各担当部長から説明させますのでよろしくお願いたします。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 議案第15号 令和元年度笠間市一般会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

1 ページをごらんください。

本補正予算は、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,176万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ319億6,674万3,000円とするものでございます。

7 ページをごらんください。

第2表の繰越明許費は、翌年度への繰越事業として、第1款議会費、第1項議会費、本庁舎大規模改修事業（議会）から、9ページの第12款諸支出金、第1項公営企業費、9目笠間市立病院解体事業まで、全40件、金額合計にいたしますと、12億3,547万6,000円の繰越明許費を設定するものでございます。

10ページをごらんください。

第3表の債務負担行為補正は、ごみ焼却施設運転管理業務委託につきまして、令和元年度中に契約事務を進める必要があることから、新たに債務負担行為の設定をするものでございます。

11ページをごらんください。第4表の地方債補正でございます。

国の補正予算や事業費の確定によるもので、1、追加は、安居工業地域整備事業債から中学校通信ネットワーク整備事業債まで、新たに記載をするものでございます。

12ページをごらんください。

2、変更は、道の駅整備事業債ほか9件につきまして、起債対象事業費の変更などにより、それぞれ起債限度額の補正をするものでございます。

次に、歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書にてご説明を申し上げます。

まず、歳入でございます。17ページをごらんください。

第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、下段にございます6目教育費国庫補助金1億4,855万4,000円の増は、トイレ洋式化に伴う学校施設環境改善交付金7,063万3,000円や、国の補正予算によりましてICTを活用した教育を推進するため、学校内の通信ネットワークを整備するGIGAスクール整備事業補助金（小学校）4,972万8,000円。

次の18ページをごらんいただきたいと思いますが、同じくGIGAスクール整備事業補助金（中学校）2,564万6,000円が主なものでございます。

20ページをごらんください。

上段の第15款県支出金、第2項県補助金、6目教育費県補助金1,150万1,000円の減は、昨年開催されました茨城国体の運営に伴う交付金額の確定によるものでございます。

21ページをごらんください。

第18款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1億1,604万4,000円の減は、事業費の確定などにより、予定をしておりました財政調整基金からの繰り入れを減額するものでございます。

また、5目企業立地促進基金繰入金1億157万3,000円の減は、補助額の確定や予定をい

たしました工場の完成が4月以降となることから、企業立地促進基金からの繰り入れを減額するもので、歳出では26ページの上段になりますが、第2款総務費、第1項総務管理費、6目企画費、19節負担金補助及び交付金で同額の減額をしているものでございます。

22ページにお戻りいただきたいと思えます。

第20款諸収入、第4項雑入、5目雑入1,236万2,000円の減は、下段にございます芸術の森公園に整備中のスケートボード施設へのスポーツ振興くじ助成金の額確定による753万6,000円の減が主なものでございます。

続きまして、歳出でございます。26ページをごらんください。

第2款総務費、第1項総務管理費、8目笠間支所費に、笠間支所内に防犯カメラを設置する費用といたしまして、15節工事請負費110万円を計上してございます。

29ページをごらんください。

第4項選挙費、4目茨城県条例制定直接請求事業費124万2,000円の増は、東海第2原子力発電所の再稼働に関し、県民投票を実施するための条例制定を求める署名活動に対し、その確認事務に要する費用を計上してございます。

35ページをごらんください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、5目環境衛生費3,955万8,000円の減は、19節負担金補助及び交付金で、合併処理浄化槽設置整備事業補助金の実績見込みにより、3,965万9,000円の減が主なものでございます。

38ページをごらんください。

第5款農林水産業費、第1項農業費、6目農地費4,200万7,000円の増は、19節負担金補助及び交付金で国の補正予算に伴い整備を進めている友部中央地区ほか2地区の経営体育成基盤整備事業負担金5,887万5,000円の増が主なものでございます。

39ページをごらんください。

7目道の駅整備事業費1億544万円の減は、22節補償補填及び賠償金で、事業の進捗状況により予定しておりました店舗等の移転補償費などを合わせまして1億3,573万円の減が主なものでございます。

40ページをごらんください。

第7款土木費、第2項道路橋りょう費、4目幹線道路整備費4,684万円の増は、国の補正予算に伴う南友部平町線や来栖本戸線の道路新設改良工事費等でございます。

第4項都市計画費、1目都市計画総務費2,471万7,000円の増は、41ページの中段をごらんいただきまして、13節委託料で、安居工業地域の道路に係る測量設計等委託料3,000万円の増が主なものでございます。

44ページをごらんください。

第9款教育費、第2項小学校費、3目学校建設費3億5,331万6,000円の増は、15節工事請負費で岩間第二小学校ほか2校のトイレ整備工事費2億4,940万3,000円や、ICTを活

用した学校環境に対応するため高速無線LANを整備する校内ネットワーク工事費9,945万7,000円。

また、45ページをごらんいただきたいと思いますが、第3項中学校費、3目学校建設費、15節工事請負費に、同じく校内ネットワーク工事費5,129万3,000円を計上してございます。48ページをごらんください。

第10款災害復旧費、第2項公共土木施設災害復旧費、2目河川災害復旧費2,780万円の増は、工法等の見直しにより、台風19号により被災をしました河川の災害復旧工事費を増額するものでございます。

以上で、令和元年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 保健福祉部所管、議案第16号から議案第19号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第16号 令和元年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

1ページをごらんください。

今回の補正につきましては、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,475万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を79億1,681万1,000円とするものでございます。

次に、歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書によりご説明を申し上げます。6ページをごらんください。

初めに歳入につきましては、3款国庫支出金、1項国庫補助金、2目国民健康保険制度関係業務事業費補助金121万円及び3目社会保障税番号制度システム整備補助金58万6,000円は、マイナンバーカードの保険証利用に当たり、国保のオンライン資格確認システム及び国保給付システムの導入に伴う国庫補助金でございます。

4款県支出金、1項県負担金補助金、1目保険給付費等交付金3,297万7,000円の増額は、交付額の決定に伴うものでございます。

7ページをごらんください。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金1,058万1,000円の減額は、各事業の繰入額の確定に伴うものでございます。

次に8ページをごらんください。

歳出につきましては、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節委託料66万円は、マイナンバーカードの保険証利用に伴う電算業務委託料の増額でございます。

9ページをごらんください。

5款2項保健事業費、1目保健衛生普及費72万5,000円の減額は、人間ドック及び脳ドック受検者数の確定に伴い、生活習慣病予防検診費補助金を減額するものでございます。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

続きまして、議案第17号 令和元年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,477万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億3,543万2,000円とするものでございます。

次に、歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。6ページをごらんください。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金1,518万6,000円の減額は繰入額の確定に伴うもので、保険基盤安定繰入金1,558万3,000円の減額が主なものでございます。

6款諸収入、4項雑入、4目後期高齢者検診委託金46万2,000円の増額は、後期高齢者検診受信者の増加に伴うもので、広域連合からの検診委託金を増額するものでございます。

次に、7ページをごらんください。

歳出につきましては、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金1,521万4,000円の減額は、負担金の確定に伴うものでございます。

4款1項保健事業費、1目後期高齢者健康診査費43万9,000円の増額は、健診受信者の増加に伴うもので、高齢者健康診査業務委託料43万3,000円が主なものでございます。

以上で、議案第17号の説明を終わります。

次に、議案第18号 令和元年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,340万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を67億7,676万6,000円とするものでございます。歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

初めに歳入でございますが、歳入につきましては、国庫支出金から基金繰入金までの補正となりますが、歳出補正に伴うものでございますので、内容につきましては歳出でご説明いたします。

9ページをお開きください。

歳出の主なものでございますが、1款総務費、2項徴収費、1目賦課徴収費、13節委託料44万円の増額は、特定個人情報データのシステム改修によるものでございます。

2款保険給付費でございますが、9ページから10ページにわたりまして、1項介護サービス等諸費、計1億7,100万円の増額、2項介護予防サービス等諸費、計2,100万円の減額、4項高額介護予防サービス等費460万円の増額。

11ページに移りまして、6項特定入所者介護サービス等費600万円の増額につきましては、年度末までの利用者及び利用件数見込みによる給付額の補正でございます。

同じく11ページになります。4款地域支援事業費、1項介護予防生活支援サービス事業

費1,011万6,000円の減額と、3項包括的支援事業・任意事業費100万円の減額につきましては、利用者及び利用件数、給付費の見込みを精査したものでございます。

12ページをお開きください。

5款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金3,336万2,000円の減額は、介護給付費の増額に伴い基金積立金を減額し、歳入歳出を調整するものでございます。

以上で、議案第18号の説明を終わります。

続きまして、議案第19号 令和元年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ134万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,138万円とするものでございます。歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書により説明申し上げます。

初めに歳入でございます。6ページをお開き願います。

1款サービス収入、1項介護予防サービス費収入、1目介護予防サービス計画費収入63万5,000円の減額は、介護予防ケアプラン作成報酬が当初の見込みを下回ることによる収入の減額でございます。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節職員給付費等繰入金70万5,000円の減額は、人件費確定に伴う減額でございます。

7ページをお開きください。

次に歳出でございますが、2款サービス事業費、1項介護予防サービス事業費、1目介護予防サービス計画事業費134万円の減額は、居宅介護支援事業に委託するケアプラン作成の見込みが減少したことから減額をするものでございます。

以上で、議案第19号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 上下水道部長横手 誠君。

○上下水道部長（横手 誠君） 議案第20号 令和元年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

1ページをごらんください。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ775万円減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ8億8,690万6,000円とするものでございます。

2ページをごらんください。

主な内容につきましては、第1表 歳入歳出予算補正でご説明申し上げます。歳入になります。

第4款県支出金、第1項県補助金532万円の減は、補助対象事業費の確定によるものでございます。

第5款繰入金、第1項一般会計繰入金599万9,000円の減は、事業費の確定によるもので

ございます。

3 ページをごらんください。歳出についてご説明申し上げます。

第1款農業集落排水事業費、第1項農業集落排水施設管理費568万円の減は、接続支援事業費補助金の確定によるものでございます。

第2項農業集落排水施設建設費207万円の減は、友部北部地区の管路設置工事の確定によるものでございます。

4 ページをごらんください。第2表 繰越明許費であります。

第1款農業集落排水事業費、第2項農業集落排水施設建設費2億3,565万9,000円は、年度内完了が見込めない工事を翌年度へ繰り越すものでございます。

5 ページをごらんください。

第3表 債務負担行為につきましては、令和2年度からの農業集落排水処理施設包括的維持管理業務委託を準備するに当たり、今年度中に契約事務を進める必要があることから債務負担行為の設定をするもので、期間を令和2年度から令和3年度、限度額を1億1,492万8,000円とするものでございます。

以上で、議案第20号についての説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 市立病院事務局長後藤弘樹君。

○市立病院事務局長（後藤弘樹君） 議案第21号 令和元年度笠間市立病院事業会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

1 ページをごらんください。

第2条 収益的収入及び支出の予定額の補正でございます。

収入の第1款病院事業収益に917万3,000円を追加し、収入予定額の総額を10億755万8,000円にし、支出の第1款病院事業費用から1,103万円を減額し、支出予定額の総額を11億5,663万7,000円とするものでございます。

次に、第3条 資本的収入及び支出の予定額の補正でございます。

収入の第1款資本的収入におきまして392万6,000円を減額し、収入予定額の総額を4,505万3,000円にし、2ページをごらんいただきたいと思います、支出の第1款資本的支出に411万1,000円を追加し、支出予定額の総額を7,397万4,000円とするものでございます。

第4条は、議会の議決を経なければ流用できない経費、第5条は、他会計からの補助金の補正でございます。

収入支出の主なものにつきまして、補正予算に関する明細にてご説明申し上げます。

9 ページをごらん願います。収益的収入及び支出でございます。

初めに収入でございますが、第1款1項1目入院収益1,300万円の増は、入院患者数の増によるもので、1日平均入院患者数を26名から27名に見込んで増してございます。

2目外来収入3,000万円の減でございますが、1日1人当たりの外来収益の減によるものでございます。

3目その他の医業収益300万円の増は、公衆衛生活動収益で生活習慣病及び企業検診受診者数の増によるものでございます。

2項2目他会計補助金2,423万3,000円の増は、旧市立病院解体費補助金2,100万円の増が主なものでございます。

11ページをごらんください。支出でございます。

第1款1項2目材料費300万円の増は、患者数がふえたことによります薬品費の増でございます。

12ページをお願いいたします。

4目減価償却費65万2,000円の減、及び5目資産減耗費235万円は、新病院建設時の資産を精査したことによるものでございます。

2項4目工事請負費2,100万円の増は、旧市立病院解体費におきまして、新たな埋設物撤去等の追加工事費によるものでございます。

13ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。

初めに収入でございますが、1款2項1目出資金392万6,000円の減は、旧市立病院解体による企業債の繰上償還の償還期間の変更によるものでございます。

次に支出でございますが、1款2項1目企業債償還の増は、企業債の繰上償還の償還期間の変更による減と医師住宅の増による追加でございます。

以上で、議案第21号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 上下水道部長横手 誠君。

○上下水道部長（横手 誠君） 議案第22号、議案第23号及び議案第24号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第22号 令和元年度笠間市水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

1ページをごらんください。

第2条は業務の予定量を補正するもので、主要な建設改良事業における石綿管更新工事を1,600万円減額し、1億112万6,000円に補正するものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額の補正でございます。収入の第1款水道事業収益中、第1項営業収益を869万8,000円減額し、水道事業収益計を18億1,468万6,000円とするものでございます。

次に、支出の第1款水道事業費用中、第1項営業費用を1,857万6,000円減額、第2項営業外費用を112万4,000円増額し、水道事業費用計を16億9,980万6,000円に補正するものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出の補正になります。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億1,495万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,713万8,000円、過年度分損益勘定留保資金3億9,781万8,000円で補填するものとする、

に改めるものでございます。

2ページをごらんください。

収入の第1款資本的収入中、第3項他会計負担金を19万9,000円減額、第4項工事負担金を327万2,000円減額し、資本的収入計を9,042万5,000円とするものでございます。

支出の第1款資本的支出中、第1項建設改良費を1,557万1,000円減額し、資本的支出計を5億538万1,000円とするものでございます。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正でございます。

第6条、他会計からの補助金は、一般会計から受ける消火栓設置に要する負担金を補正するものでございます。

続きまして、今回の補正の内容につきまして、明細書によりご説明申し上げます。8ページをごらんください。

収益的収入及び支出でございます。収入の第1款水道事業収益の減額は、第1項営業収益、3目その他営業収益869万8,000円の減で、加入金が主なものでございます。

次の9ページをごらんください。

支出の第1款水道事業費用の減額は、第1項営業費用、2目配水及び給水費2,350万円の減で、配水施設修繕及び鉛製給水管修繕費の減が主なものでございます。

次に、10ページをごらんください。資本的収入及び支出でございます。

収入の第1款資本的収入の減額は、第4項工事負担金、1目補償工事負担金327万2,000円の減が主なものでございます。

11ページをごらんください。

支出の第1款資本的支出の減額の主なものは、第1項建設改良費、2目施設改良費1,207万1,000円で、請負差金によるものでございます。

以上で、議案第22号についての説明を終わります。

続きまして、議案第23号 令和元年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1ページをごらんください。

第2条は、業務の予定量を補正するもので、主要な建設改良事業における取水施設更新工事を800万円減額し、3,034万円に補正するものでございます。

第3条は、収益的支出の予定額の補正でございます。

支出の第1款工業用水道事業費用中、第1項営業費用を1万5,000円増額し、工業用水道事業費用計を2,888万8,000円に補正するものでございます。

第4条は資本的支出の補正になります。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3,274万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額227万3,000円、過年度分損益勘定留保資金3,046万9,000円で補填するものとするに改めるものでございます。

支出の第1款資本的支出中、第1項建設改良費を900万円減額し、資本的支出計を3,274

万2,000円とするものでございます。

2ページをごらんください。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であります。

それでは、今回の補正の内容について、明細書にてご説明申し上げます。7ページをごらんください。

収益的支出につきましては、人件費にかかわる補正でございます。

次に、8ページをごらんください。

資本的支出、第1款資本的支出の減額は、第1項建設改良費、2目施設改良費900万円の減で、請負差金によるものでございます。

以上で、議案第23号の説明を終わります。

続きまして、議案第24号 令和元年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第4号）についてのご説明を申し上げます。

1ページをごらんください。

第2条は、業務の予定量を補正するもので、主要な建設改良事業における処理場建設事業を7,426万円増額し、6億5,760万4,000円にするものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。収入の第1款下水道事業収益中、第2項営業外収益を157万9,000円減額し、下水道事業収益計を18億6,565万4,000円にするものでございます。

支出の第1款下水道事業費用中、第1項営業費用を24万6,000円増額し、第2項営業外費用を182万5,000円減額し、下水道事業費用計を18億6,565万4,000円とするものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出の補正でございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5億7,690万1,000円は、当年度分損益勘定留保資金5億5,852万2,000円及び引継金1,837万9,000円で補填するものとするに改め、補正するものでございます。

2ページをごらんください。

収入の第1款資本的収入、第1項企業債3,170万円を増額。第2項一般会計出資金157万9,000円を増額。第6項工事負担金467万6,000円を増額。第7項国庫補助金4,020万円を増額。第8項県補助金235万円を増額し、資本的収入計を17億1,368万9,000円とするものでございます。

支出の第1款資本的支出中、第1項建設改良費7,426万円増額。第3項企業債償還金588万5,000円増額し、資本的支出計を22億9,059万円とするものでございます。

第5条は、継続費について改めるもので、下水道ストックマネジメント計画推進事業、処理場施設更新工事の実施により総額を12億3,940万円に、令和元年度から令和5年度の5カ年の年割額を記載のとおり定めるもの、また、浄化センターともべ水処理施設増設事業の進捗により、総額を14億5,600万円に、令和元年度から令和3年度の3カ年の年割額

を記載のとおり定めるものでございます。

3ページをごらんください。

第6条は、企業債の限度額を3,170万円増額し、6億2,260万円に補正するものでございます。第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を改めるものでございます。第8条は、他会計からの補助金を記載のとおり補正するものでございます。

それでは、主な内容につきまして、補正予算明細書によりご説明申し上げます。10ページをごらんください。収益的収入及び支出の収入でございます。

第1款下水道事業収益、第2項営業外収益、4目一般会計補助金157万9,000円の減額は、分流式下水道補助金及び維持管理費補助金等の変更でございます。

11ページをごらんください。

支出の第1款下水道事業費用、減額の主なものといたしましては、第2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費182万5,000円で、企業債利息の減額によるものでございます。

12ページをごらんください。

資本的収入及び支出の収入でございますが、第1款下水道事業資本的収入、第1項企業債、1目公共下水道事業債3,170万円の増額は、処理場建設費等の借入額確定によるものでございます。

第2項1目一般会計出資金157万9,000円の増額は、支出予算の実績見込みに合わせ、繰出基準を算出した結果による支出金の変更等でございます。

第6項工事負担金467万6,000円の増は、1目受益者負担金及び2目区域外流入分担金の増額によるものでございます。

第7項1目国庫補助金4,020万円の増額は、処理場施設更新工事の事業費の確定によるものなどが主なものでございます。

第8項1目県補助金235万円の増額は、事業費の確定によるものでございます。

13ページをごらんください。

支出の第1款下水道事業資本的支出、第1項建設改良費、3目処理場建設費7,426万円の増は、ストックマネジメント計画に基づき実施いたします処理場施設更新工事委託料の増額が主なものでございます。

第3項1目企業債償還金588万5,000円の増額は、処理場建設等の事業費の確定が主なものでございます。

以上で、議案第24号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第15号ないし議案第24号までの10件につきましては、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

-
- 議案第25号 令和2年度笠間市一般会計予算
 - 議案第26号 令和2年度笠間市国民健康保険特別会計予算
 - 議案第27号 令和2年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
 - 議案第28号 令和2年度笠間市介護保険特別会計予算
 - 議案第29号 令和2年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
 - 議案第30号 令和2年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算
 - 議案第31号 令和2年度笠間市立病院事業会計予算
 - 議案第32号 令和2年度笠間市水道事業会計予算
 - 議案第33号 令和2年度笠間市工業用水道事業会計予算
 - 議案第34号 令和2年度笠間市公共下水道事業会計予算

○議長（飯田正憲君） 日程第18、議案第25号 令和2年度笠間市一般会計予算ないし議案第34号 令和2年度笠間市公共下水道事業会計予算までの10件を一括議題といたします。提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第25号 令和2年度笠間市一般会計予算から議案第34号 令和2年度笠間市公共下水道事業会計予算についての提案理由を申し上げます。

これらの議案は、一般会計のほか特別会計5会計、企業会計4会計の令和2年度の当初予算であります。

内容につきましては、各担当部長から説明させますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 議案第25号 令和2年度笠間市一般会計予算についてご説明を申し上げます。

一般会計予算書の4ページをごらんください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ322億7,000万円と定めるものでございます。

第2条は継続費、第3条は債務負担行為、第4条は地方債について、第5条は一時借入金（の借り入れの最高額を8億円と定めるものでございます。第6条は、歳出予算の流用についての規定でございます。

12ページをごらんください。第2表 継続費でございます。

表にございます5事業について、いずれも令和2年度から令和3年度の2カ年度で設定いたします継続費でございます。

まず、第4款衛生費、第1項保健衛生費、笠間保健センター施設解体事業につきまして、2カ年の総額を1億930万円と設定するものでございます。

次に、第5款農林水産業費、第1項農業費、道の駅整備事業につきましては、総額を18億2,280万円。

第7款土木費、第2項道路橋りょう費、南友部平町線整備事業（橋りょう上部工事）につきましては、総額を3億4,170万円。同じく土木費、第4項都市計画費、多目的広場整備事業（広場本体工事）につきましては、総額を4億2,174万1,000円。

第8款消防費、第1項消防費、防災行政無線デジタル化整備事業につきましては、総額を14億8,900万円とそれぞれ設定をするものでございます。

13ページをごらんください。第3表 債務負担行為でございます。

市民税賦課事務、労働者派遣、ほか3件につきまして、令和2年度中に契約事務を進める必要があることから、それぞれ債務負担行為を設定するものでございます。

14ページをごらんください。第4表 地方債でございます。

本庁舎大規模改修事業債から、15ページになりますが、臨時財政対策債まで22件、合計で43億3,400万円を起債限度額としてございます。

次に、歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書にてご説明を申し上げます。17ページをごらんください。1、総括、歳入でございます。

第1款市税は、新築家屋の増加による固定資産税の増が見込まれる一方、税制改正による法人市民税の減を見込みまして、市税全体では、前年度と比べ5,974万3,000円減の94億7,191万7,000円としてございます。

第7款、地方消費税交付金は、前年度と比べ2億6,519万6,000円増の15億9,186万4,000円としてございます。

第11款地方交付税は、国全体での交付総額が地方財政計画で若干の増が見込まれることなどを勘案しまして、前年度に比べまして1億円増の59億円としております。

第15款国庫支出金は、障害福祉や児童福祉などに係る国の負担金の増や、みなみ学園義務教育学校整備に充てる公立学校施設整備費負担金の増などによりまして、前年度と比べ4億1,437万6,000円増の46億999万8,000円としております。

18ページをごらんください。

第19款繰入金は、基金繰入金の主なものとしたしまして、令和元年度のいわゆるふるさと納税で寄せられました寄附金を積み立てた元気かさま応援基金から、市民活動助成事業や地域子育て支援拠点事業などに1億4,000円を繰り入れ、また、本庁舎大規模改修事業に庁舎建設基金から2,286万3,000円の繰り入れを予定してございます。

財源不足分につきまして、財政調整基金から4億円を繰り入れ、繰入金全体では13億

2,752万5,000円としております。

第22款市債では、道の駅整備事業やみなみ学園義務教育学校整備事業等によりまして、市債全体で10億1,600万円増の43億3,400万円としてございます。

続きまして、歳出の主なものについてご説明を申し上げます。

60ページをごらんください。

こちらは、第2款総務費、第1項総務管理費の5目財産管理費でございます。継続事業としております本庁舎大規模改修事業の令和2年度分といたしまして、14節工事請負費に4億209万円のほか、17節備品購入費に2,857万5,000円のうち、大規模改修に係るものとして1,879万2,000円を計上してございます。

85ページをごらんください。

第3款民生費、第1項社会福祉費、2目障害者福祉費に、子どもの成長や発達に応じたきめ細かい継続的な支援をするため、本年4月に開設される笠間市こども育成支援センターの運営に伴い、専門的な知識・経験を持つ相談員や支援員などの経費としまして、1節報酬にパート報酬2,895万円、86ページをごらんいただきまして、12節の一番下になります言語聴覚士派遣委託料66万円などを計上しております。

94ページをごらんください。

第2項児童福祉費、1目児童福祉総務費に子育てをされている保護者の方々の心身のリフレッシュを目的としまして、託児つき講座を開設する事業として、12節在宅子育て支援事業委託料80万円などを計上しております。

110ページをごらんください。

第4款衛生費、第2項清掃費、2目塵芥処理費に、12節委託料で、最終処分場の建設に伴う設計業務委託料4,642万円を計上しております。

123ページをごらんください。

第5款農林水産業費、第1項農業費、7目道の駅整備事業費で、令和3年秋のオープンに向け、排水整備や建築工事など関連する費用8億6,556万8,000円を計上しております。

126ページをごらんください。

第6款商工費、第1項商工費、2目商工振興費で、笠間焼が持つ技術や魅力をさらに高め、世界に通用するブランド力を確立するため、商品開発や展示商談会など、12節海外販路開拓支援事業委託料98万円。

27ページに移っていただきまして、18節負担金補助及び交付金で、海外販路開拓協議会負担金600万円を計上しております。

137ページをごらんください。

第7款土木費、第2項道路橋りょう費、4目幹線道路整備費には、南友部平町線ほか3路線の整備費として、14節工事請負費に3億3,271万円、16節公有財産購入費に310万円、21節補償補填及び賠償金に2,548万円などを計上してございます。

141ページをごらんください。

第4項都市計画費、3目公園費、14節工事請負費で、芸術の森公園にパークゾーンや屋根施設などを整備するスケートボードパーク整備工事費1億4,702万6,000円や、142ページにお移りいただきまして、畜産試験場跡地隣接地に芝生広場や園路などを整備する多目的広場等工事費5億3,300万円を計上しております。

149ページをごらんください。

第8款消防費、第1項消防費、3目消防施設費、17節備品購入費に、はしごつき消防自動車及び第2分団の消防ポンプ自動車更新費用など2億7,047万8,000円を計上しております。

次の150ページをごらんください。

4目災害対策費、14節工事請負費で、令和3年度までの2カ年で整備をいたします防災行政無線デジタル化整備工事費のうち、令和2年度分として5億5,209万2,000円を計上しております。

160ページをごらんください。

第9款教育費、第2項小学校費、3目学校建設費で、みなみ学園小学校校舎整備事業として、14節工事請負費に4億5,435万6,000円。

164ページをごらんください。

第3項中学校費、3目学校建設費、14節工事請負費に、岩間中学校体育館内にトイレを整備する費用2,000万円、また、みなみ学園中学校校舎の大規模改修工事として1億9,472万4,000円を計上しております。

176ページをごらんください。

第6項保健体育費、1目保健体育総務費に、本年開催される東京オリンピック・パラリンピックに伴い、上段12節に、台湾のゴルフ選手やエチオピア陸上競技選手団との交流を図る事前キャンプ交流委託料202万8,000円、また、スポーツ体験イベントや沿道への応援など聖火リレーイベント委託料として665万5,000円を計上してございます。

以上で、令和2年度笠間市一般会計予算の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） ここで、2時15分まで休憩いたします。

午後2時05分休憩

午後2時15分再開

○議長（飯田正憲君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） それでは、議案第26号から議案第29号までのご説明を申し上げます。

初めに、議案第26号 令和2年度笠間市国民健康保険特別会計予算についてご説明申し

上げます。

205ページをごらんください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億円と定めるものでございます。

第2条では、一時借入金の最高額を3億円と定めるものでございます。

第3条では、歳出予算の各項の経費の流用について定めております。

歳入歳出の主なものにつきましては、事項別明細書・総括表よりご説明を申し上げます。

211ページをごらんください。

初めに歳入ですが、1款国民健康保険税16億1,943万1,000円は一般被保険者等の保険税で、前年度比較1億1,681万2,000円の減額は、被保険者数の減少によるものでございます。

4款県支出金53億9,922万2,000円は保険給付費等交付金で、前年度比較2億6,149万8,000円の増額は、療養給付費等の増額によるものでございます。

6款繰入金6億3,064万2,000円は一般会計からの繰入金で、前年度比較4,666万3,000円の減額は、主に保険基盤安定事業費繰入金、出産育児一時金の減額によるものでございます。

次に歳出ですが、212ページをごらんください。

2款保険給付費52億7,205万4,000円は一般被保険者等の療養給付費で、前年度比較2億3,065万2,000円の増額は、高度医療など療養給付費の高額化によるものでございます。

3款国民健康保険事業費納付金19億7,358万円は、茨城県から示された納付額で、前年度比較3億2,160万1,000円の減額は、被保険者数の減少及び平成30年度決算余剰金の算入によるものでございます。

5款保健事業費1億308万8,000円は、特定健診委託料及び人間ドック等検診費補助金で、前年度比較1,673万7,000円の増額は、特定検診受診見込者数の増加とA Iによる受診勧奨通知の実施によるものでございます。

以上で、議案第26号の説明を終わります。

続きまして、議案第27号 令和2年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

239ページをごらんください。

第1条は、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,600万円と定めるものでございます。

歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書・総括によりご説明申し上げます。

243ページをごらんください。

歳入でございますが、1款後期高齢者医療保険料7億1,557万6,000円は、特別徴収及び普通徴収保険料で、前年度比較7,585万2,000円の増額は、被保険者数の増加によるものでございます。

4款繰入金1億8,265万7,000円は一般会計関係からの繰入金で、前年度比較460万7,000

円の減額は、主に保険基盤安定繰入金の減額によるものでございます。

次に歳出ですが、244ページをごらんください。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金 8 億9,190万1,000円は、茨城県後期高齢者医療広域連合へ支出する納付金で、前年度比較7,255万6,000円の増額は、被保険者数の増加によるものでございます。

4 款保健事業費1,676万9,000円は高齢者健康診査委託料で、前年度比較28万4,000円の増額は、検診受診見込者数の増加によるものでございます。

以上で、議案第27号の説明を終わります。

次に、議案第28号 令和2年度笠間市介護保険特別会計予算についてご説明いたします。253ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億1,800万円と定めるものでございます。

第2条は、債務を負担する行為の事項、期間、限度額を定めております。

第3条では、一時借入金の借り入れ最高額を2億円と定めるものです。

第4条では、歳出予算の各項の経費の流用について定めております。

事項別明細書の総括より主なものをご説明いたします。

260ページをお開きください。

歳入でございますが、1 款保険料14億1,723万6,000円については、65歳以上の第1号被保険者の保険料でございます。前年度比較3,708万6,000円の減額は、低所得者保険料軽減負担金の減額が主なものでございます。

3 款国庫支出金15億1,712万7,000円は、介護給付費及び地域支援事業費に対する国の負担金及び補助金でございます。

4 款支払基金交付金17億3,224万7,000円は、40歳から64歳までの第2号の被保険者からの介護納付金にかかわる支払基金からの交付金でございます。

5 款県支出金 9 億5,623万6,000円は、介護保険法の定めによる介護給付費及び地域支援事業費に対する県の負担金及び補助金でございます。

7 款繰入金10億8,680万4,000円は、介護給付費や地域支援事業費、人件費等に対する一般会計からの繰入金でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。261ページをお開きください。

1 款総務費 1 億8,726万7,000円は、介護保険制度の運営に係る人件費及び事務費でございます。

2 款保険給付費62億5,983万9,000円は、在宅及び施設での介護サービス及び介護予防サービスに対する給付費で、前年度比較 1 億8,946万円の増額は、サービス利用者の増加によるものでございます。

4 款地域支援事業費 2 億6,320万2,000円は、介護予防・生活支援サービス事業費や包括

的・継続的ケアマネジメント支援事業費、2事業費等でございます。

以上で、議案第28号の説明を終わります。

続きまして、議案第29号 令和2年度笠間市介護サービス事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

295ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,480万円と定めるものでございます。

第2条では、歳出予算の各項の経費の流用について定めるものでございます。

歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書総括より説明いたします。299ページをお開き願います。

初めに歳入でございますが、1款サービス収入1,881万6,000円につきましては、介護予防給付のケアプラン作成手数料の収入でございます。

次に、歳出でございますが、300ページをお開きください。

1款総務費1,546万7,000円は、包括支援センターの運営にかかわる人件費でございます。

2款サービス事業費863万1,000円は、ケアプラン作成の委託料で、前年度比較118万7,000円の減額は、総合事業利用者の増加によるものでございます。

以上で、議案第29号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 上下水道部長横手 誠君。

○上下水道部長（横手 誠君） 議案第30号 令和2年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

315ページをごらんください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、それぞれ6億1,900万円と定めるものです。

第2条は、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額について、第3条は、地方債の目的、限度額等について、第4条は、一時借入金の最高額を2億円と定めるものです。

第5条は歳出予算。各項の経費の流用について定めております。

316ページをごらんください。第1表の歳入歳出予算で主なものについてご説明申し上げます。

まず歳入ですが、第1款、分担金及び負担金867万1,000円は、友部北部地区の工事分担金でございます。

第2款、使用料及び手数料7,390万4,000円は、主に農業集落排水の使用料でございます。

第3款国庫支出金7,000万円及び第4款県支出金2,685万8,000円は、農業集落排水事業に対する国・県からの補助金でございます。

第5款繰入金3億4,256万6,000円は、償還金及び工事費に充当するための一般会計からの繰り入れでございます。

第8款市債9,020万円は、友部北部Ⅱ期地区の整備事業に充てるための借り入れでございます。

317ページをごらんください。歳出でございます。

第1款農業集落排水事業費、第1項農業集落排水施設管理費1億3,179万2,000円の主なものは、各処理施設の汚泥処理手数料、管理委託料、修繕工事費でございます。

第2項農業集落排水施設建設費1億9,446万7,000円の主なものは、友部北部Ⅱ期地区の整備に関する費用でございます。

次に、第2款公債費2億9,174万1,000円は、農業集落排水事業債の償還金でございます。続きまして、318ページ。

第2表 債務負担行為につきましては、令和5年度に、地方公営企業法の適用を開始するための準備作業の委託で、期間を令和4年度まで、限度額を3,600万円とするものがございます。

319ページ、第3表 地方債につきましては、友部北部Ⅱ期地区の整備費用として、8,170万円を限度額に、また、公営企業会計適用のための費用として850万円を限度額に定め、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、議案第30号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 市立病院事務局長後藤弘樹君。

○市立病院事務局長（後藤弘樹君） 議案第31号 令和2年度笠間市立病院事業会計予算についてご説明申し上げます。

343ページをお開き願います。

第2条の業務の予定量でございます。年間患者数は、入院を延べ9,855人、外来を延べ2万6,730人とし、1日患者数では入院を27人、外来を110人とするものがございます。

第3条の収益的収入及び支出の予算額につきましては、収入の第1款病院事業収益の総額を8億7,000万円とし、支出の第1款病院事業費用の総額を9億1,900万円とするものがございます。

収入の第1項医業収益8億922万円は、主に入院収益・外来収益で、第2項医業外収益6,077万7,000円は、他会計負担金・補助金などを計上するものがございます。

支出の第1項医業費用の8億8,381万円は、給与費や薬品費、減価償却費などを計上するものがございます。

第2項医業外費用の3,345万5,000円は、病児保育運営費や地域医療センターかさま、施設運営費などを計上するものがございます。

次に、第4条 資本的収入及び支出の予算額でございます。収入につきましては、第1款第1項出資金を1,066万6,000円を計上するものがございます。

また、支出につきましては、第1款資本的支出を2,133万5,000円とし、内訳といたしまして、建設改良費を133万5,000円、企業債償還金を2,000万円計上するものがございます。

次に、344ページをお開き願います。

第5条の一時借入金につきまして、その限度額を2億円と定めるものでございます。

第6条は予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条には、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めております。

第8条には、他会計からの負担金・補助金をそれぞれ定めております。

次に、345ページをお開き願います。

第9条 棚卸資産の購入限度額を1億4,169万8,000円と定めるものでございます。

以上で、議案第31号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 上下水道部長横手 誠君。

○上下水道部長（横手 誠君） 議案第32号、議案第33号及び議案第34号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第32号 令和2年度笠間市水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

最初、381ページをごらんください。

第2条、業務の予定量は、記載のとおりでございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額、収入は第1款水道事業収益が18億1,883万7,000円でございます。内訳として、第1項営業収益16億4,005万9,000円は、主に水道使用料及び加入金でございます。

第2項の営業外収益1億7,877万4,000円は、主に高料金対策補助金などの他会計補助金及び長期前受金戻入でございます。

次に、右横になります。支出でございます。

第1款水道事業費用は16億5,245万1,000円で、主な内訳としまして、第1項営業費用15億8,142万2,000円の主なものは、水道水の供給費用、県水の受水費及び減価償却費でございます。

第2項営業外費用5,572万5,000円は、企業債の利息及び消費税でございます。なお、第4項に予備費として1,500万円を計上しております。

第4条資本的収入及び支出の予定額でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億6,369万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,712万1,000円、過年度分損益勘定留保資金4億3,657万2,000円で補填するものであります。

382ページをごらんください。まず収入です。

第1款資本的収入は9,012万2,000円でございます。内訳として、第1項企業債8,000万円は、配水管整備事業及び浄水場更新事業に充てるための借り入れでございます。

第3項他会計負担金1,012万円は、消火栓設置にかかわる一般会計負担金でございます。

次に支出でございます。

第1款資本的支出は5億5,381万5,000円で、内訳としては、第1項建設改良費3億660

万6,000円で、配水管新設、石綿管の布設がえ、浄水場更新に伴う用地の測量及び設計業務の委託等でございます。

第2項は、企業債償還金2億4,720万9,000円でございます。

第5条企業債につきましては、配水管整備事業の費用として、限度額を3,000万円、また、浄水場更新事業として、限度額を5,000万円とし、起債の方法、利率及び償還の方法については、記載のとおりでございます。

第6条は、一時借入金の限度額を1億円に、第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めるものでございます。

383ページをごらんください。

第8条は、議会の議決を経なければ流用できない経費として、職員給与費を、第9条は一般会計からの負担金、補助金及び出資金をそれぞれ記載のとおりを設定するものでございます。

第10条は、棚卸資産の購入限度額を600万円と定めるものでございます。

以上で、議案第32号についての説明を終わります。

続きまして、議案第33号 令和2年度笠間市工業用水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

421ページをごらんください。

第2条、業務の予定量は記載のとおりでございます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額につきまして、収入から、第1款工業用水道事業収益は2,974万7,000円でございます。主なものといたしましては、第1項営業外収益2,950万5,000円で、水道使用料でございます。

次に、右横の支出になります。

第1款工業用水道事業費用は2,812万5,000円で、内訳として、第1項営業費用2,612万円の主なものは、原水浄水及び配水費用、また、減価償却費などでございます。

第2項営業外費用100万1,000円は、消費税及び地方消費税です。なお、第4項に予備費として100万円を計上しております。

第4条、資本的収入及び支出の予定額でございますが、資本的収入額が資本的支出に対し不足する額737万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額67万円、過年度分損益勘定留保資金670万円で補填するものでございます。

支出の第1款資本的支出737万円は、第1項建設改良費のろ過器自動制御装置更新に伴う工事費であります。

422ページをごらんください。

第5条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めるものでございます。

第6条は、議会の議決を経なければ流用できない経費でございます。

第7条は、棚卸資産の購入限度額を100万円と定めるものでございます。

以上で、議案第33号についての説明を終わります。

続きまして、議案第34号 令和2年度笠間市公共下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

予算書448ページをごらん願います。

第2条、業務の予定量は記載のとおりでございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額、収入は、第1款下水道事業収益が17億93万2,000円でございます。内訳として、第1項営業収益6億1,907万4,000円は、主に下水道使用料でございます。

第2項の営業外収益10億8,185万8,000円は、主に他会計補助金及び長期前受金戻入でございます。

次に、右横の支出でございます。

第1款下水道事業費用は17億93万2,000円で、内訳としまして、第1項営業費用14億6,469万3,000円で、主なものは各浄化センターポンプ場の維持管理費及び減価償却費でございます。

第2項営業外費用2億2,613万9,000円は、企業債の利息及び消費税でございます。

第3項特別損失10万円は、過年度損益修正損でございます。なお、第4項に予備費として1,000万円を計上しております。

第4条、資本的収入及び支出の予定額でございますが、資本的収入額が資本的支出に対して不足する額5億3,718万4,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

449ページをごらんください。収入になります。

第1款資本的収入は19億826万5,000円でございます。内訳として、第1項企業債10億3,340万円は、下水道工事に充当するための6億7,640万円と資本費平準化債3億5,700万円でございます。

第2項一般会計出資金2億9,757万4,000円は、主に企業債、元金償還の財源として繰り入れるものです。

第6項工事負担金3,223万1,000円は、受益者からの負担金収入でございます。

第7項国庫補助金5億4,406万円、第8項県補助金100万円は、公共下水道事業に対する補助金でございます。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出は24億4,544万9,000円で、内訳として、第1項建設改良費12億8,476万4,000円は、下水道管の新設及び敷設がえ、また、処理場建設工事やストップマネジメント計画に基づく更新工事の委託料が主なものでございます。

第3項企業債償還金11億6,068万5,000円は、企業債の元金償還であります。

第5条は、継続費の設定でございます。下水道ストックマネジメント計画推進事業のポ

ンプ場施設更新工事で、総額を1,600万円、令和2年から令和3年度の2カ年事業として、年割額を記載のとおり定めるものでございます。

第6条、企業債につきましては、公共下水道事業の費用として、起債限度額を6億7,640万円に、また、借入金の一部を将来に繰り延べするための資本費平準化債の限度額を3億5,700万円とし、起債の方法、利率及び償還の方法については記載のとおりでございます。

第7条は、一時借入金の限度額を8億円に、第8条は予定支出の各項の経費の金額の流用について定めるものでございます。

450ページをごらんください。

第9条は、議会の議決を経なければ流用できない経費でございます。

第10条は、一般会計からの負担金、補助金及び出資金もそれぞれ記載のとおり定めるものであります。

以上で、議案第34号についての説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

散会の宣告

○議長（飯田正憲君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は3月2日午後2時に開会いたします。また、3月2日に午前10時から各常任委員会を開きますので、ご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後2時45分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 飯 田 正 憲

署 名 議 員 石 田 安 夫

署 名 議 員 藤 枝 浩